

I-0022

0010

I-0022

0011

分類 I. 2-0.3

在本邦外國留學生に關する一考察

渡邊知雄

件名
在本邦外國留學生に關する一考察

00:12

在本邦外國留學生に關する一考察

國際學友會常務理事 渡邊知雄

世界各國の日本再認識と外國

留學生來朝の經緯

方今世界各國の識者が好奇、驚異、讚嘆或は畏怖の眼を東洋に注ぎ、就中日本に對しては、眞摯な研究的態度を以て臨まんとする氣運の甚だ顯著なるものがある。隣邦中華民國及滿洲國より多數の學生が我國に留學しつつあることは既に周知の事實であるが、此處四五年來滿支以外の諸外國から續々留學生が來朝しつつあるに加へ、暹羅、比律賓、印度、アフガニスタン、ジャーパ等よりの學生は日に増加し、若し日本側で外國留學生を指導督撫する何等かの施設が準備される場合には益々その數を増加せんとする傾向がある。

この現象は歸する處、日本の國力充實の結果、國際的地位の向上、殊に我國教育制度の完成及諸工業の發展が然らしめたことは勿論であつて、之に因爲替の低落が拍車をかけたことと考

在日本外國留學生に關する一考察

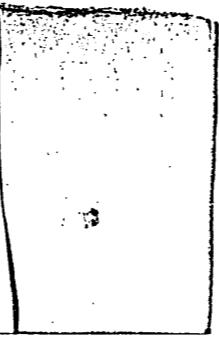
日本が長き舊き傳統の封建制度の殻を脱却して舊習を一擲し、言はず一個の時潮に取残された隱遁國から忽然として、一大強國に飛躍したことは、近代世界に於ける一大驚異であつた。即ち、八十年前迄は夢幻的なお伽話の國としてしか世人の眼に映じなかつた小島帝國が、極めて急速に近代國家としての凡ゆる條件を具へて國際場裡に躍り出で、僅々三四十年の後には立憲政治を布いたのである。歐米諸國の多數の識者は、元來東洋人には、議會政治を適用し維持する能力が缺如してゐると言ふ迷妄が先入主となつて、永い間斯る誤謬に捉はれて居たのだが、

(1)

I-0022

事實は全く之を裏切つて、日本の立憲政治は實に順調に運用されるのみならず、年を追つて健全なる發達を遂げたのである。加ふるに、此飛躍的な政治情勢の變遷そのものが既に列國にとって豫期以上の驚嘆事であるのに、然もそれが極めて平和裡に、極めて自然に達成せられたといふ事實は、更に彼等の驚嘆を二重にしたのであつた。その後の日本の進歩は正に満帆に順風を受けたるが如き觀を示し、彼等をして言はしむれば『寧ろ不思議極まる現象』であつたのである。

明治二十七八年戰役に、日本が東洋の老大國清國に大勝した當時に在つては、歐米各國は、未だ戦捷の必然性を認め様ともせず、反つて清國の劣弱性に歸する等、消極的な結論を下すが如き傾向もあつたが、兎に角清國に對して宣戰布告が發せられた直前には、不平等條約が撤廢されることに決し、戦後幾何もなくして明治三十二年には改正條約が實施せらるに至つた。由來不平等條約撤廢に際しては、屢々外國人排斥の如き不愉快な強制手段に出ることが多い事實に反し、日本のそれが國內及對外情勢の改良進歩といふ質證的方法により、所謂先進國に否定せしむべき何等の根據も餘地も與へず、極めて自然的に選ばれたといふ事實は異とするに足りよう。オッペンハムの如きは、其著『國際法』中に『日本は日清戰役後國際團體を指導す』



る強國に數べらるるに至つた』と述べてゐる。明治三十三年の參撫事件に際しては、列國が清國に嚴罰を課せんとした時に、日本は調停よく努めて之を緩和せしめ、明治三十四年には、英國をして其の光輝ある傳統として誇つた孤立政策を放棄せしめて日英同盟を結ばしむるに至つた。更に三十三年後には、支那の領土的獨立と自國の防衛との爲に、敢然世界最大の陸軍國露西亞と戰ひ、大勝を博して支那の分割を妨止した。この戰争の結果こそは正しく全世界に取つて青天霹靂的の衝動であつた。然し歐米諸國民の受けた衝動乃至感激と、東洋諸國民のそれとは全然別種のもので、一方前者にあつては、不可能事と固く信じられてゐたことが次々に實現されて、日本國民の底知れぬ勇敢さと精神力などを眼のあたり見ると、驚異の程度を越した一種脅威を感じるに至つたのだが、他方後者に在つては、永く白人優越感の呪縛に身を委ねてゐた誤謬から卒然として覺醒せしめられ、日本の實力の前に限りない憧憬と渴仰を感じ始めたのであつた。然して支那國民の如きは『若し我等の隣國日本にして爲し得ることならば、我等自身も亦同様のこととなし得ない理由は存在し得まい。若し我等にして彼等日本人へと目指して祖國を離れた。印度及び暹羅からも愛國的にして大望を抱ける青年が教育制度の研究と視察の目的を以て帝都東京に雲集したのである。』(Hilario Cumino Montedo: "America, the Philippines and the Orient.")

歐米諸國民は、この日露戰爭に於ける日本大勝の原因を或は武士道に尋ね、或は教育の進歩に求める等、専ら武力的戦捷國としての精神力に之を求めてゐたのであつた。

其後十年にして、歐洲大戰が勃發して戰時中日本産業界の發展が急速であり、又當時日本商品の新市場への躍進が目覺しかつたが、猶一般歐米人は日本品輸出貿易の發達を以て世界大戰といふ突發事件に助成された偶發事であるとの偏見に捉へられ、その必然性の前には、尙頑強に目を閉ぢてゐたのであつた。

然る處昭和六年九月（一九三一年）日支兩國間に満洲、上海事變が勃發し、次いで日本帝國の國際聯盟脫退が取行せられ、自主外交の確立を見るに至り、日本は最早名實共に、國際關係

の重要な鍵を握る最強國としての地位を確保したのであつた。一方、各國は益々深刻化する世界不況の狂瀾の下に、從來の華華しき局面から轉落して、產業の衰退、貿易の不振等、連年極度の經濟的不況に喘ぎ悶へつゝあつたのに、獨り日本のみが斷然頭角を現はして諸工業の發達著しく、日本商品は世界各国市場に壓倒的攻勢を取つて躍進したのみならず、從來我輸出の多くなかつた處、又は極めて僅少であった處、將又全然無に近い状態にあつた處等へ漸々として進展したので、永年列強の政治的關係、投資關係の密接であつた市場に於ては、特に夫等の列強は、關稅引上、爲替關稅、ダムビング稅、國家貿易管理等相當に殘酷な方法を講じ、對外商政の型として、未曾有の新事態が發生し、極力日本商品の阻止に狂奔してゐる狀態である。

『若し世界貿易が關稅障壁や輸入割當、爲替統制、ボイコット等に依り制限されることが無かつたら、日本は世界最大の輸出國に——しかも極めて短時間に——爲り了せやう。日本は恐らく現在かく斷言し得る唯一の國家である云々』『日本の最近の各方面での發展は最大的歴史的重要性を具有するものであり、殊に世界の工業界に於て新時代を創するものである。然も

在本邦外國留学生に關する一考察

(四)

この發展は單に日本に於てのみ存續されるのみならず、他の東洋諸國をして單純なる農業生産國から近代工業國へと進化せしむるに大なる拍車を加へることであらう。」(Guenther Stein: "Trade in Japan")

『日本商工業の成功を一時の好機會にのみ歸する批評は全然誤謬である。之こそは悠久の國民的性情の發露であると觀ねばならぬ。然して之が他國の輸出の萎微振はざる時代に日本品のみ驚嘆すべき世界的進出を持つ得する所以である』(Professor Lohrrop: "Standards")

以上の如く、日本が近代國家中の最大強國としてのあらゆる條件を具備して確固不動の實力を示せる事實の前に、遂に歐米人の口から、日本發展の必然性に對して肯定の辭を聞くに至つたのである。

今、各國が近來切りに關心を持ち、又日本を研究するに至つた數字的實證を得る爲めに、試に、ナホードの『日本に關する圖書出版目録』(Nebehd: "Bibliographie von Japon")第一卷より第四卷を結けば、次の如き事實を指摘し得る。

(一) 出版總數につき考察して見るに、

一九〇六—一九三六年(二十一ヶ年)八・九六九

之が出版總數に對する百分比を取つて見ると、

一九〇六—一九三六年(二十一ヶ年)	一・五〇%
一九二七—一九三九年(三ヶ年)	一・五七%
一九三〇—一九三二年(三ヶ年)	一・七七%

となり、何れも飛躍的數字を示してゐる。

新聞、雜誌等の定期刊行物が増加するといふことは、一面から觀察すれば、日本に對する興味、關心、研究心を持つ歐米人の社會地位的範囲が、主として一部特種の専門家、研究家に局限されたものが、一般的大衆的に擴大されたことを意味し、

他面、又一時的、好奇的、偶發的心理から離脱して、永續的、眞摯的、固定的興味の發生した事實を意味するものと觀ることも得よう。

(二) 更に日露戰爭と滿洲事變、上海事變等の、この命題についての數字を拾つて見ると、日露戰爭直後の一九〇六年から一九二六年に至るまで、この戰爭に就ての出版物の數は四九二種であり、滿洲、上海兩事變に關する出版物の數は一九三〇年から一九三二年迄に三六一種となる。

勿論、前者に於ては二十一ヶ年間に於て四九二種であり、後者に於ては僅々三ヶ年間に、三六一種といふことで、時間的な逕庭を除けば、その增加の程度は美しいものがある。即ち、日露戰爭の結果に就いての歐米人の驚嘆は、單に武力国としての強大性に向けられたものであつて、その點に就いての日本人の底知れぬ精神力と實行力とを強く腦裡に印象づけられ、次第に驚嘆の念が恐怖へと移行したことは、前獨逸皇帝の黃禍論や日露戰爭後北米合衆國に起つた排日問題等に思を及ぼすとき首肯されると思ふ。然し、日本が、更に經濟的に躍進を遂げて、列強の既成勢力を驅逐するの勢を示さうとは、未だ夢想だにしなかつたのである。

然るに、滿洲、上海兩事變當時には、既に日本は押しも押さ

在本邦外國留学生に關する一考察

(五)

れもせぬ、強國に列して居たことは勿論、日本の經濟的實力の前に歐米列國は、限りなき不安、羨望、焦燥を感じてゐたのである。故に、この兩事變に關する限り、彼等の神經を刺戟したことは異常なもので、日本の一舉手一投足は、あたかも彼等の死命を制するに等しかつたであらうこととは想像に難くはない。

この事實も、上述の數字から、窺知し得ると思はれる。

(三) 經濟關係書籍の增加に關して、ナホードの前掲書に於て、この間の消息を最も雄辯に物語つてゐると思はれるのは次に掲げる經濟關係書籍の數字であらう。即ち、

一九〇六—一九三六年	八八二種	九・八二%
一九二七—一九二九年	五四〇種	一三・四三%
一九三〇—一九三一年	八〇六種	一八・八二%

と、著しき增加を示してゐる。更に、之を次に小別して數字を算出して見ると、

經濟一般	商業	工業	農業
一九〇六—一九三六年	二〇六八	二三一六	二一七一
一九二七—一九二九年	二一七九	二一四一	三三六八
一九三〇—一九三一年	四七五九	三三六八	四五六六

と、何れも注目すべき累進的數字を示してゐる。

吾人は「躍進日本」「工業日本」の名をならざるを自覺すると共に、之により歐米各國人が如何に躍進となつて、「何が日本

をかくならしめたか』の真相を把握せんと努力してゐるかを知ることを得るであらう。

以上の数字は一九三二年迄の統計から採つたのであるが(一)九三一年以後のものは未だ出版されて居らない、若しそれ一九三二年後今日に至るもののが公表されただ、恐らく暮しい数字を表はしてゐるものと想像されるのである。

今や各國は皆に日本を研究せんとするのみならず、更に一步を進めて我國を師表と仰がんとする諸國の出現せる現情に鑑み、離て我等自身日本を今日あらしめた根幹が何れにありやと内省する時、何人も異議無かるべきは教育の普及であらう。知識を世界に求め皇基を振興すべし、との五ヶ條御誓文の御言葉は、眷々服膺、官民一致致々として努力したところで、爾來年々多數の學生を海外に留学せしめた一事でも判る。茲に入手し得た統計によれば、明治元年より同十八年に至る十八ヶ年間に我が

より歐米諸國へ派遣せられた留學生の數は三八一人で、一ヶ年平均二人強である。遺憾年ら、明治十八年より大正末迄の統計は、原稿稀切前に時日が無かつた爲め調査し難かつたが、引續き世界東西の凡ゆる精神的並物質的文化を攝取する爲め、益々多數の學生が派遣されたことは、今から其期間を追想する時、も、彼が最も強調してゐる所のものは日本の義務教育に就てである。これに關して『印度が百八十年の英國の保護政治の後、世界に於て何等の地位も占めてゐないに反し、日本が、七年の短期間に如何にして強力な英國や合衆國の美望的となつたかは讀者の判断に任せよう。理由は深く追求するには及ばない。秘訣は、日本に流入された義務教育(クライブのベンゴー)ル征服後百餘年)にある。そして、印度に於ける讀み書き出来る者の割合が九パーセントのみなるに引かへ日本に於ては九十九パーセント餘の如何にも輝かしい成果を収めたかを見ればよい』と述べ、一度教育を施された國民が如何に偉大なる事業を遂げ得るかを語り、更に印度に向つて警告を發してゐる。又四ヶ年に亘つて教育家として日本に滞在し、後に歸國して英國下院議員となつたアーネスト・エッチ・ピッカーリングは其の著『現代世界に於ける日本の地位』の中に次の如く述べてゐる。

『私の見解によれば、日本が最大の進歩を遂げた根本原因は教育の分野にその基礎を置いたことにある、かくして其の他の分野に於る確固たる發展が、その上に築き上げられたのである。日本は、近代的強國にならうと欲するなら、先づその主要なる構成分子として充分な資格を具へた近代人を創造しなければならないといふ前提を設けたものである。』

在本邦外國留學生に関する一考察

(7)

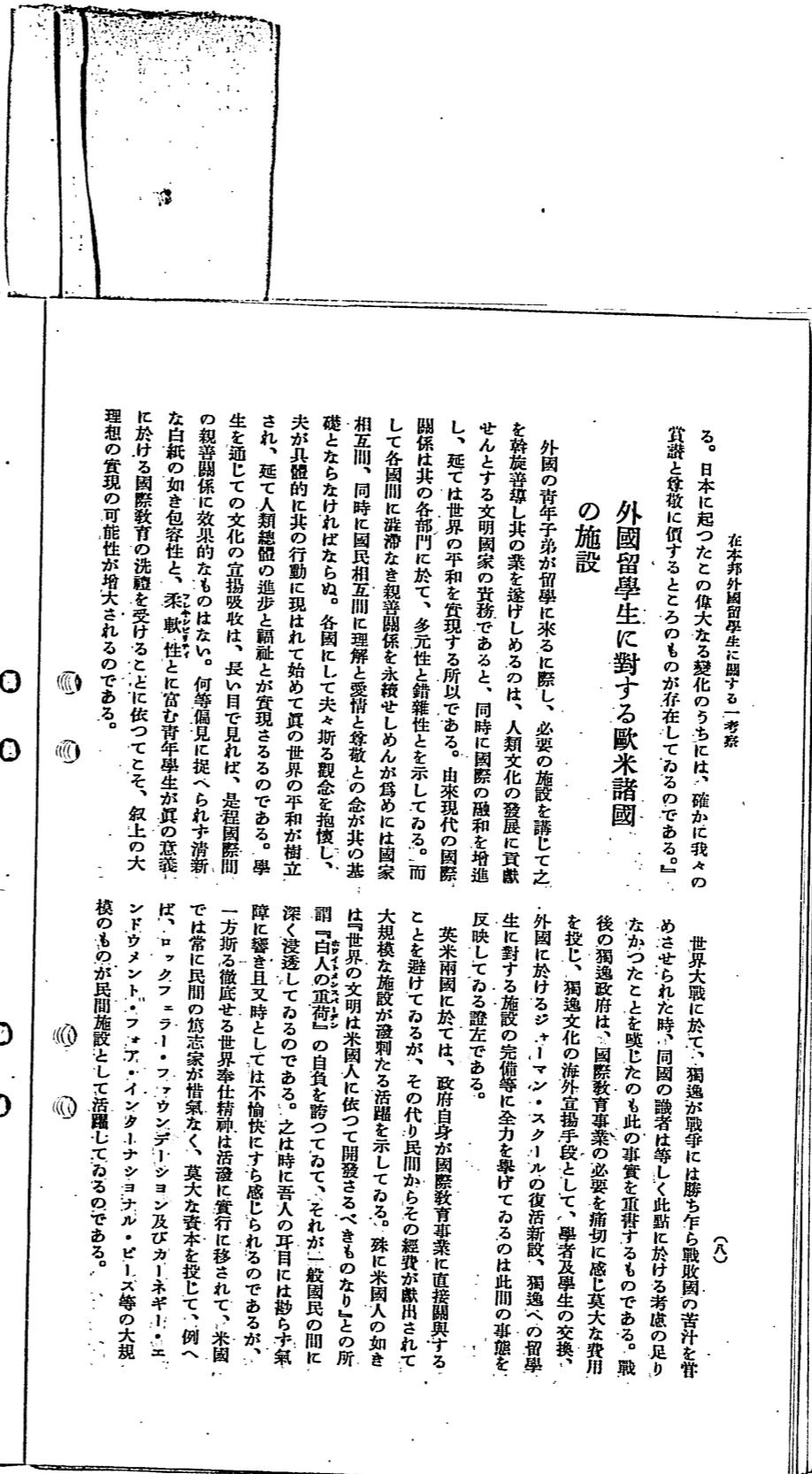
外國文化の攝取が寧ろ程度を越え過ぎた嫌ある現象を呈したことでも想像がつく。左に昭和元年より同十年に至る十ヶ年間の海外留學生數を掲ぐることとする。

昭和元年(大正十五年)	昭和六年	昭和六年
二年	四年	四年
三年	四年	四年
四年	五年	五年
五年	六年	六年
計	三、三八九	一〇九

右によれば、前掲十ヶ年間の留學生の數は一ヶ年平均約三八名である。斯くて古來傳統的の日本文化に、西洋文化を攝取し、之を咀嚼して、短日月の間に一段の光彩を添へたが、我が國固有文化の發展、殊に各般に涉る我教育制度は、最早、日本が各先進國に學ぶといふ往年の域から脱して、日本自體が先進國として、各國が日本に學ばねばならぬといふ結果を招來したのである。

印度の記者チャーマン・ラル(Chaman Lal)は強く愛國的熱情を以て日本を研究し、最近『日本成功的秘訣』(Secrets of Japan)なる一書を著した。彼はその中で、日本を今日の發展せられ、高等程度の學校に於ては、他の諸國に比較して見ると、その授業料の如きは何れも名義以上のものを出てゐない。日本に於ては、總ての階級は同じ小學校、同じ中學校、同じ高等學校、同じ大學への道が開かれてゐる。金持の爲の教育、貧乏人の爲の教育といふが如き差別は存在しない。』『結論としては、日本の教育制度は充分に誇るに足るものであるといふことである。私は斯くも短期間にこれと同様の好結果を收め得た國家が世界に存在するや否やを疑ふものである。』『日本人が産業の競争場で列強から恐れられてゐる所以のより自由な、進取の氣象に富んだ、快活な精神を以て、この割期的な飛躍的な産業組織を完成させたのである。然し、僅々四年以前には、日本國民の大半は尙文盲であつて、彼等の子弟は初めてこの時から、近代教育の初步に足を踏み入れたのであ

I-0022



在本邦外國留學生に関する一考察

る。日本に起つたこの偉大なる變化のうちには、確かに我々の賞讃と尊敬に値するところのものが存在してゐるのである。』

外國留學生に對する歐米諸國の施設

外國の青年子弟が留學に來るに際し、必要的施設を講じて之を整備善導し其の業を遂げしめるのは、人類文化の發展に貢獻せんとする文明國家の責務であると、同時に國際の融和を増進し、延ては世界の平和を實現する所以である。由來現代の國際關係は其の各部門に於て、多元性と錯雜性とを示してゐる。而して各國間に濃薄なき親善關係を永續せしめんが爲めには國家相互間、同時に國民相互間に理解と愛情と尊敬との念が其の基礎とななければならぬ。各國にして夫々斯る觀念を抱懷し、夫が具體的に其の行動に現はれて始めて眞の世界の平和が樹立され、延て人類總體の進歩と福祉とが實現さるるのである。學生を通じての文化の宣揚吸收は、長い目で見れば、是程國際間の親善關係に效果的なものはない。何等偏見に捉へられず清新な白紙の如き包容性と、柔軟性とに富む青年學生が眞の意義に於ける國際教育の洗禮を受けることに依つてこそ、眞上の大理想の實現の可能性が増大されるのである。

佛蘭西に於て世界的に顯著な施設は巴里の『大學都市』であるが、以下アメリカ及び佛蘭西に於ける外國留學生に對する施設について二、三の實例を擧げて、その概観を述べて見よう。

一、ニューヨーク市「インターナショナル・ハウス」
ニューヨーク市に於ける「インターナショナル・ハウス」は、一九一〇年に、ハリー・イー・エドモンド氏が此事業に着手し、現在の同館は北米合衆國の大資本家、ロックフェラーの子息が、同市のリヴァイサウド、ドライヴィング〇番地に、土地、建物及び諸設備を寄附し一九二三年に建設されたものである。

同館の一般目的並に理想とする處は、各外國からニュー・ヨーク市に於ける男女學生の社會的、智的、精神的、體育的方面等の改善である。
同館は現在五十五名の學生を收容してゐるが、中四〇〇名は男子であり、更に、その四分の一は北米合衆國人學生、四分の一はヨーロッパ人學生、四分の一は東洋人學生、残りの四分の一は他の諸國からの留學生である。尙、大ニュー・ヨーク市の高等學校の學生はすべて、同館の會員たることを得て、同館在宿者の享有するすべての特權を領ち與へられる。在館者以外の會員數は約一、五〇〇名であつて、その國籍に依り之を

在本邦外國留學生に関する一考察

(九)

(八)

世界大戰に於て、獨逸が戰争には勝ち乍ら戰敗國の苦汁を嘗めさせられた時、同國の識者は等しく此點に於ける考慮の足りなかつたことを嘆じたのも此の事實を重視するものである。戰後獨逸政府は、國際教育事業の必要を痛切に感じ莫大な費用を投じ、獨逸文化の海外宣揚手段として、學者及學生の交換、

外國に於けるジャーマン・スクールの復活新設、獨逸への留學生に對する施設の完備等に全力を擧げてゐるのは此間の事態を反映してゐる證左である。

英米兩國に於ては、政府自身が國際教育事業に直接關與することを避けてゐるが、その代り民間からその經費が獻出されて大規模な施設が濫列たる活躍を示してゐる。殊に米國人の如きは「世界の文明は米國人に依つて開發さるべきものなり」との所謂『白人の重荷』の自負を誇つてゐて、それが一般國民の間に深く浸透してゐるのである。之は時に吾人の耳目には妙ら子氣に響き且又時としては不愉快にすら感じられるのであるが、一方斯る徹底せる世界奉仕精神は實行に實行に移されて、米國では常に民間の志士が惜氣なく、莫大な資本を投じて、例へば、ロックフェラー・ファウンデーション及びカーネギー・エンドウメント・ファースト・インクル・シヨナル・ビーツ等の大規模のものが民間施設として活躍してゐるのである。

分類すると、實に地球上の七〇ヶ國から集つてゐることになるのである。
同館の事業とする處は、討論會（經濟、教育、國際問題、社會問題、極東問題、美術、音樂、文學、演劇、宗教、科學等のあらゆる分野が議題となる）、國際懇親會、茶の會、ダンスの會、國際學生大會、會員の爲の職業紹介並びに諸報告を掲載せる月刊新聞の發行等が擧げられてゐる。

二、カリブ・ルニヤ大學「インターナショナル・ハウス」
ニューヨークの「インターナショナル・ハウス」の成功の結果、小ロックフェラー氏は更に此事業擴張の爲め一七〇萬ドルの巨資を寄附して、バークレーのカリブルニヤ大學に、同様の建物と設備とを建設した。完成したのは一九三〇年であった。

同館の目的とする處は勿論ニュー・ヨークのそれと全然同様で、現在は約七〇〇名の會員を有してゐる。收容能力は四五〇室を有し、その中少くとも四分の一を米國人學生が占めてゐるのはニュー・ヨークのそれと同様である。只、後者の前者に異なる點は完全な自治権なく、カリブルニヤ大學と直接法律關係を有してゐることである。

猶米國諸大學にはインターナショナル・クラブがあつて夫々

在本邦外國留學生に關する一考察

各國から留學してゐる學生を會員として國際親善、國際教育、
社交俱樂部の體を備へてゐる。

三、パリーの大學都市

パリーの大學都市（シテ・ニニヴェルシテール）はその規模
に於て前二者と大に趣を異にしてゐる。

大學都市運動の創始者とも稱すべきは、三五〇名の學生を收
容する建物を造る爲めに一〇〇萬フランを提供したMeurthe市
のヨミール氏である。此提案は巴里大學總長の同意を得て The
Minister of Public Instruction 及びパリー市當局等の審議を
經て、一九二二年には土地が決定され、大學都市建設の計畫は
具體化されたのである。敷地は約一〇〇エーカーの廣さで場所
は Montsouris 園園の近くである。

此施設の目的とする處は殆ど前二者と異なる處はないが、その

構成に於ては、比類を見ざる特色を示してゐる。

即ち各國學生を收容すべき會館を國籍別、人種別に建てられ

集成されてゐるのである。左に既成及び工事中の建物の概要を

列舉すれば：

(1) ド・イフ 館 一九二五年七月九日竣工室數 三五〇
(2) 五十九ダ 館 一九二六年十月三十日創立 四五〇

(10)

(三) ベルギー館 一九二七年十一月七日創立 二三〇
(四) アンゼンチン館 一九二八年六月二十七日創立 七五
(五) 農業会館 一九二九年完成 一五〇
(六) 陸軍館（日本館） 一九二九年完成 一五〇
(七) 北米合衆國館 一九二九年完成 一五〇
(八) イギリス館 建築中 二五〇
(九) スエーデン館 四〇
(十) ブラジル館 一〇〇
(十一) ベルギー館 二五〇
(十二) マリー・ヌーベル館（アメリカ館） 五八
(十三) 印度支那館 一〇〇
(十四) 其他計畫中の建物はフランス館（各四九〇室）同植民地
館（一〇〇室）及び、デンマーク、ギリシャ、ノルウェー、ボ
ランダ、スキニチエツコ、スロバキア、キューバ、ギニア
エラ等よりの學生の爲めに約一〇個の國民館を計畫してゐる。

又大學都市に住居する學生の爲めに、小ローフェラー氏は
此處にも亦二〇〇萬弗を寄附したので、この資金を以て社交室、
體育館、水泳場、圖書館、病院、管理本部等を含む中央會館の
建設が計畫されてゐる。

國際學友會の發生

筆者が前述の如く、煩縟を省みず、特に諸外國人に依つて著

はされた、書籍より引用して論じ來た所以のものは、畢竟次
に要約する諸要素が、多角的に結合されて、國際文化事業の必
然性を生ぜしめ、引てはその最も根本的な、そして重要な二
部門である國際教育事業の存在性と、必要性とが派生すること
を、實證せんとの意圖に出でたものである。即ち近代國家間に
於ける日本の卓抜せる地位に對する外國人の、より正確なる再
認識、並に其の改められた認識から出發せる、日本の真相の再
検討、及び其の結果引き出された日本の教育制度の成功等を二
群の要素とし、他面、國際觀念に平等な判断を下さしむべき基
礎たる、平等なる智能と、知識と、意識と、並に理解と、愛情
と、尊敬等の要素と、より具體的には、日本に於て學びとるべ
き何物かを希求する諸外國人の渴仰と、直に日本を以て文化的
指導者と仰がんとする、進取と向上的氣運とに燃ゆる東邦諸民
族の憧憬等々を他の一群の要素として、この二群の諸要素の多
元的且つ有機的に結晶したものを讀者の眼前に展開したかつた
のである。

國際學友會に國際學友會館が、其の結晶の一面であること
は最早疑ひの無い事實である。

前述した如く、歐米各國に於ては夙にこの點に著眼して國際
教育事業に着手し、例へば巴里的『シテ・ニニヴェルシテール』

在本邦外國留學生に關する一考察

(11)

総務の「インターナショナル・ハウス」、パークレーの「インタ
ーナショナル・ハウス」等非常に大規模の下に、著々驚嘆すべ
き實績を擧げつある。

斯くの如く、國際教育事業が文明國家としての責務であるこ
とは疑を容れ得ない處である。而も既に幾つも引例じた如く、
流石に自負心の高い歐米人自身の口から、日本に對する讃美を
聞いたのであるのに、唯惜むべきは、日清、日露の兩役後日本
自らが、歐米文化の吸收に怠であつたのと、又それに應じて、
其の咀嚼にも相當の時日を要したのと、更に日本人自身も期待
し得なかつた程の急激なる經濟的飛躍をも成し遂げた爲めに、
日本固有文化の海外宣揚に對する念慮が比較的閑却せられ居り
たる事である。日本に於ける國際文化事業の本體論は、其の向
於る最初の「インターナショナル・ハウス」たる國際學友會館
が風々の聲を擧げたことは、時期、資力、設備等の問題はさて
置き、其の本質に於て、内容に於て意圖に於て、國民全般と共に
に同慶に堪えないと信ずる。

在本邦外國留学生に關する一考察

(1-1)

然らば、日本に於る國際教育事業は如何なる指導方針の下に進めらるべき乎、筆者自身は明治の末年から大正六、七年迄某國に在つて東洋人に對する人種的反感と嫌視のみ基く、殆ど「無意味」、馬鹿げた、社會的排斥を目撃したのみならず、自らも亦斯かる待遇を受けた體験がある。之は眞に不愉快極まるもので、其の惡印象は到底生涯脳裡を離れ得ざる程深刻なものである。其の後英京倫敦で英國留學の印度學生とも交つたことがあつたが、彼等の英國竜に英國民に對する偏らざる感情の流露に接する機會を得て、深い感銘を得たのであるが、更に印度に三、四年滞在して始めて、何が印度人に斯かる感情を抱かしめたかといふ、根本の事態が釋然としたのであつた。然るに一方北米合衆國南部に於て三ヶ年餘に涉り、黒人に對する甚だしき社會的差別待遇と、黒人の無力なる反感とを眼前に觀せられた後、砍瑪に四、五年を費した。砍瑪學生の殊に米國へ留學した學生の感想を叩いて見ると米國を徳としてゐるもののが妙くなかつた。之は一寸矛盾する結果を示してゐる様ではあるが、よく考慮して見れば、米國知識階級人が自ら世界の文明を指導すとの自負心を感じてゐる爲め、一面に於て東洋移民排斥を目的とする頗るド拉斯チック(辛辣な)移民法を有しながら、他面、米國を師表に仰いで留學する外國學生には寛容な好遇を與へて

之が實際的には無限の効果をあげ得ることを痛感したものである。

筆者はこの事實の前に、國際教育事業の重要性を深々感じて前面に其の姿を現はしたのであるが、今更、其の誕生の運かりしを悔ゆる必要はない。彼等にして古き傳統ありとせば、我には、何物にも煩はされぬ純化された清新さと、滑潤さがある。故を以て今迄企て及ばなかつた、新しき目的に向つて邁進するところに、新進日本としての使命が存するに固く信ずるものである。

具體的な實例を筆者の關係する國際學友會館に採つて、この成績の如何に大なるかを刮目して待ち度いのである。

本會の設立趣意書にも既に述べてゐることではあるが、東方諸國からの留學生の數は、日を逐うて増加の一途を辿りつゝある。若し日本にして彼等の目的達成に援助を惜まず、積極的に便宜供與の施設を擴大するに於ては、聲に應じて來朝せんとする。日本にして彼等が其の憧憬より實現への健全な希望を満すべき、現實の問題として來朝第一に最も困難を感じるのは、適當なる宿舎の容易に見出しづき事と、日本語の習得に少なからざる困難ある事と、各人が志望する學校への入學が頗るむづかしい事の三點であらう。此の三點に就ては、既に發行された、國際學友會、國際學友會館の設立趣意書事業綱要に詳細記載しあるが故、此處には引用重複の煩を避けるが、要するに外國留學生が來朝勿々直面する困難を除去して、勉學の爲めの貴重なる時間を使費せしむることなく、彼等の全精力を貞管研究に向けしむる事を期し、國際學友會に於ては、欣然宿舎を提供し、同時に、日本語の學習を積極的に援助し、他方、日本全國に於ける凡ゆる大學、専門學校等との聯絡を取り、彼等の志望に從ひ、適當なる學校への入學斡旋に努力しつつあるのである。其の他凡そ日本文化の真相を適確に把握

せじめんが爲めには各般の努力をする積りである。即ち國際學友會館寄宿の學生は勿論、暫時滞在する一般留學生とも聯絡を取つて彼等を一堂に會せしめ、講演會、座談會、日本文化紹介映畫會等を催し、夏期休暇に於ける海濱生活、キヤムブ生活等の學生の保健と同時に日本に親みを感じしむる事或は隨時各地への旅行、教育産業其の他文化的諸施設の見學等が計畫されてゐるのである。

終りに一言附加へたきは、本事業の性質上、留學生の國籍は種々雜多である。今後事業の擴張に伴ひ國籍の種類は益々多くなる事が豫想される。一方東方諸國よりの學生中には、宗教上年來嚴守を要制されてゐる特異の慣習を持つものもあり、或は傳統年久しき奇習で人を驚かすものもある。試に孟買市マラバールビル省知事官邸の附近には、ハーシー族の有名な鳥市場アヒルバザルが現存する。同市著者ナラ不卜・ヴエーの傍には印度人火葬場があつて異臭氣をつくものがある、而も英國官憲は之に一指を觸れようともせぬ。從屬主義政策の結果米國獨立の苦い経験をなめた英國である。流石は植民地政策に關し、永い修練を積んだ英人である。植民地の風俗、習慣、宗教等凡ゆる特異性を尊重して悠然追らざる態度を持してゐる。蓋し印度人は何

事よりも奮闘を打破さることを好まず、之を強行さるが如き場合は平素温順なる彼等は、畢竟に燃えて狂亂的となるを克く知つてゐるからである。斯くてあの少數の英國官憲で三億五千萬の人々を擁する印度を統治してゐるのは蓋し偉觀である。此處に言はんとする處は彼等多年の因習で、よし吾人から見れば夫が奇習に於ても會館の美風を傷けず、又秩序維持に寄なき限り、半而多少の面倒を伴ふとしても、急激に之を打破するを不可なりとする一事である。彼等が自發的に改むるを待つと云ふのである。

之を要するに國籍、人種、宗教の如何を問はず、ぞぞに何等の偏見や、將又先入主に囚へられる、純真にして平和なる雰囲気の裡に、温情と、愛情と、理解と、平等とを以て包容し、夫々所期の學業を故障なく遂げしむると同時に、彼等の一生を通じ日本をして、美しき忘れ得ぬ思ひ出に充てる『第二の故郷』たらじめ、文明國家としての達觀せる責務を果さしむることこそ吾人の衷心より企願とする所である。

斯の種計畫の遂行は其の性質上素より相當困難の存在する事は勿論であるが、官民一致、社會大衆が日本の國際的地位を自覺すれば、將來立派に其の目的を達成し得ることを確信するものである。

分類 1.1.2.0.3

世界留日學生會館設立趣意書
世界留日學生會館設立並ニ志士之家設置要綱
財團法人世界留日學生會館寄附行為

世界留日學生
志士の家設立假事務所

東京市麹町區大手町二ノ二
丸ノ内野村ビル六二〇號室
電話丸ノ内二四一八七七三九四四番

I-0022

0020

世界留日學生會館設立趣意書

道義世界建設の究極の目的は八絃一字の皇道精神を全世界全人類に光被せしめ萬邦をして各々其の所を得しむるにあり。東亞新秩序の建設と大東亞共榮圈確立の指標も畢竟大東亞諸國と東亞諸民族とを皇化し彼等をして眞に共存共榮の福祉に浴せしむるにあり。而して皇國の此の聖業を貫遂するに當りては、戰ふは已むを得ざるに出で、和を以て最も貴しと爲すは言を俟たざるところなり。和は即ち民族の協和、民族相互間の理解と信頼と敬愛なり。蓋中、わが民族と大東亞諸民族との協和こそ最も必須にして、自ら大東亞諸民族の指導的地位に任ずる皇國民の責任亦大なりと謂はざるべからず。

茲に於て、諸民族をして皇國の崇高なる大精神と大理想を理解徹底せしめ、皇國民の眞價と特質とを敬愛信頼せしむる方途に深甚の考慮を拂はざるべからざるものあり、その實行の方途として特に必要なるは大東亞諸民族の明日の指導者たるべき青年を努めてわが國に留學せしめ、彼等をしてわが國及びわが民族精神の眞隨に觸れしむることにして、而もこれに留日學生に對しては彼等をして快適に留學の目的を達せしめつゝわが國とわが國民の眞價を知りしめ、その間に深き理解と信頼と尊敬を懷かしめ以て彼等をして母國及び其の同胞を愛すると同様に日本及び日本民族を敬愛せしむること最も肝要なり。斯くの如くんば彼等は歸國後其の國に於ける新しき指導者として、眞に皇

I-0022

0021

國の理想を理想とし日本民族の敬愛者として最もよき理解をして自ら民族協和の陣頭に起ちて其の實踐に獻身すること極めて當然なり。

從來留日學生を送る國少しとせず其の數亦少からずと雖も、彼等に對する我が國朝野の取扱ひは頗る冷感の憾みあり、これがため留日學生中にはわが國及びわが國民性を理解すること少く、中には好ましからざる感情を懷きて歸國せしもの亦なしと謂ふべからず、現に重慶政權にありて抗日陣營の中堅を爲す者のうちに多數曾ての留日學生を見るが如きは頗る遺憾とするところにして、これらは偶々わが國に留學したるために却つてわが國と國民の誤解者となり若くはわれに對する理解と敬愛の念

に缺ぐるの結果を招きたるものにして、其の當らざるは彼等自身の不敏に歸すべしと爲すも、わが國及びわが國民としても將に三思すべき事象と謂はざるべからず。

われ等同志茲に鑄みるところあり、留日學生の指導と保護とに萬全を期するを以て急務と爲し、世界留日學生會館の設立を發起せんとす。蓋し、これによりて全留日學生を所期の目的に指導誘掖すると共に彼等をわが民族の盟友として遇し、留學中の保護善導は勿論、彼等の父兄をして安心せしむるの途を講じ更に進んでは彼等の歸國後の職業に一切の不安なからしむる等萬端の斡旋をなし以て彼等をして民族協和の戰士たらしめんとするにあり。斯かる事業は獨り政府にのみ委ねべき事柄にあら

すして實に國民の総力的事業とも謂ふべく、これに對して政府の絕對的支援と協力の與へらるべきを信じて疑はず。須く本事業はわが朝野の志士的情熱によつて成立せしめざるべからず。従つて、苟もこの舉に賛せらるる人士は悉く「志士」にして、その家庭は「志士の家」なり。即ち、留日學生に對して常に暖き手を差しのべ、或はわが民族の醇風美俗を彼等に體得せしめ或は彼等を家庭的に遭遇しわが國民の眞情をして彼等の琴線に觸れしむるを得ば、彼等のわが國わが國民に對する敬愛と理解の念倍々深まるべく、これが民族協和の結實に大なる貢獻を爲すは明かにして、斯かる發舉こそ實に愛國的志士的行爲の大なるものと謂ふを得べし。

斯くして「世界留日學生會館」と「志士の家」とは表裏一体の關係となりて、わが皇道精神を顯現すべき民族協和の目的達成に善處せんことを念願せんとするものなり。

大方の志士仁人各位、翼くは本事業の趣旨に賛せられ、本事業の根幹たる「世界留日學生會館」設立の舉に賛つて絶大の賛意を表せらるると共に自ら「志士の家」をられんことを。

I-0022

0023

世界留日學生會館設立並に志士の家設置要綱

一 世界留日學生會館を財團法人組織とす（別項の寄附行為に據る）

二 世界留日學生會館設立の趣旨に賛成し其の經營に協力する者を志士の家とす

三 世界留日學生會館を志士の家の本部とし、志士の家をすべて世界留日學生會館の支部とす

四 財團法人世界留日學生會館の基金を とし、内 を以て會館を建設し、 を基本財産とす

五 財團法人世界留日學生會館經營の資金は政府補助金、財團基本財產より生ずる果實並に財團法人設立後の寄附其他の收入によ

るものとす

六 世界學生會館は趣意書に基く所期の目的達成のため留日學生に對する諸般の便宜斡旋を圖るほか日本語教育の學校を經營す

七 世界留日學生會館は留日學生と其の父兄との連絡に萬全を期すると共に歸國後の就職斡旋等に遺憾なきを期す

八 留日學生會館は其の附帶事業として海外進出のわが國青年志士を養成し、留日學生と緊密なる同志的結合をなさしめ、相携へて民族協和に挺身せしむ

九 志士の家は留日學生會館の維持者として精神的物質的の協力を爲すと共に個人的に留日學生のため諸般の便宜を圖り且つ

I-0022

0024

輸送を爲すものとす

六 其他留日學生會館の設立並に志士の家設立の具体的計畫及其の事業要目等に關しては設立發起人會に於て協議決定するものとす

I-0022

0025

留學生慰安の夕報告書	
一日時	昭和八年十一月二十八日午後六時
一場所	麺町又丸内報知講堂
一參會者	
一中華民國留學生	三百七十九名
一其他印度、滿洲國、ハウイ、米國、 シヤハ、日本、各國人	計六百
有餘名參集不	
備考	
内中華民國學生參集者、名簿ヲ別紙ニ	
記載入。	
一経過 午後六時開會	
六時五分ヨリ	七時二十五分マテ講演挨拶
七時三十分ヨリ十時五十分マテ餘興	
十時五十五分闭會	

時後所感

今回、催留學生慰安ノタハ從來操リ來レル方策ニ
比ヅル時一段、效果アリタルヲ痛切ニ感スルモノナリ。

即チ此日參集セル中華學生諸君ノ意見ヲ聽ヒ
街頭ニ留學生慰安ノタハ、ボスターヲ發見シ我々ノ
心、裡ニ言止知ス。嬉シサラ覺エ。特ニ我々ノ下宿ニモ
此ボスター共ニ趣意書及招待券ヲ配布セラレタル
時、下宿屋ノ主人ニモ微笑ヲ見受け我々ノ味方ヲ發
見セシ如ク感セラレ矣。感激ニ耐ヘガリシト言フ。

此言ヲ以テスルモ彼等ニ與ヘシ好感ハ絶大ナリモト
スルヲ得ヘシ。且ツ當日ハ各講演者ノ言止其後ノ
餘興ニヨウテ氣持良ク一夕ヲ過シ得タルヲ異句同
音ニ叫ヒタリ。如斯效果ヲ以テ本計畫ハ終了セリ
故ニ今後此種此方面ニ益效果アル方策ヲ以テ
中華民國留學生政策ヲ建築スルヲ必要ト認ムシ
ナリ。

I-0022

0029





世界永遠の平和を使命とし、眞の人類親善を目標に邁進すべき運動に依る。今依られる事勢は、ともすれば本然の人文道意識を忘却して、功利主義的外學生諸君が世界平和の根本的建設を期して、こゝに『國際外交は學生の親友から』と高らかに呼唱し、在京留学生諸兄姉を招じて、『留學後學生交歓の夕』と催し、このさゝやかななる一夕の交歓を楔機に、眞の國際親善の誘因は那邊に留學生活の豈好く！ 本國民大衆は、眞の國際親善の誘因は那邊にあるかを深考して、以て學生の大衆なる魂と體との握手を計ることこそ興風をふくんだ今日の國際情勢下に處する人類の急務であることを確信する。庶幾は吾等の意あるところを諒とされ、共に理想實現に向つて協調がんことを。

十一月二十八日

日本英語學生協會



I-0022

四〇九

日本文化同盟

宣言

一、日本文化ノ眞面目ヲ世界ニ宣揚ス
二、極東ニ於ケル平和ノ禍因ヲ芟除シ東洋永遠
ノ平和ヲ確立シ世界文化ノ發展ニ貢獻セン
トスル帝國政策ノ根本精神ヲ世界ニ諒得セ
シム

(3)

OUR ORGANIZATION

We are here to discover and analyse coincidences and conflicts of opinions of the peoples on various problems confronting the world to-day. We are eager to have an organization through which we can exchange our opinions, so that we can contribute to the international understanding. We have recently become conscious that international affairs cannot be left to our politicians and diplomats alone. Real peace can be built only upon the combined hearts of peoples. It cannot be established in a day; it is the work of future; and the future depends upon the youth of to-day. Consequently, we wish your appreciation of our object and works, and do hope you will coöperate with us.

In explanation of our Organization:

- (1) The membership of our organization consists of the students of universities and colleges in Japan who wish to study various international problems and to learn to speak or write the English language.
- (2) Our organization is a goodwill party as well as cultural organization; therefore our works will cover a very broad field.
- (3) Our members are all very keen about the present progressive world, and are very willing to exchange opinions concerning the current problems. Our work in this field will be through correspondence.
- (4) We welcome questions from foreign countries which will be studied, and answers to which will be forwarded to the parties who brought up the questions.

JAPANESE STUDENTS ENGLISH ASSOCIATION

Aoyama-kaikan, Aoyama, Akasaka-ku,
Tokio, Japan.

(2)

I-0022

003

留学生慰安の夕

感じの良い
お仲染みの

第一部 プログラム

第二 西山撞球場

神田真築町一ノ九

錦華小學校近ク

姉妹店

錦華撞球店

神田真築町一ノ七

茶契白井

田河駿
臺

駐日中華民國公使 蔣作賓
慶應大學教授 松野喜内
專務大學教授 道家齊一郎

第一挨拶

前日本女子大學
教諭 士宮崎龍介

前外務大臣 芳澤謙吉

法學博士岡田朝太郎

ラース・ビハリ・ボーズ

印度志士

C • K
洋服の御用は
全日本洋服
金牌を獲得したる
金牌を獲得したる

シーケー洋服店
と御法文
レディメード
染谷洋服店
支店 早稻田大學前
本店 早稻田大學前
牛込区早稻田
電話 03-2728番
神田駿河臺下

(5)

0032

I-0022

I-0022

0034

日毛會社優秀
新柄背
オーバー廣御説へ大會

日本毛織會社と協力破格大奉仕
この大會を逸しては洋服御説への機会なし

高級船來冬服地紹介陳列即賣大會
一柄一着限り御早く御來臨の程を
背廣地一着分百三十圓より
御説は
30圓
35圓
40圓
45圓
50圓

萬 崎

神田 神保町 電話四番 八九三番

LION BAKERY WASEDA-KANDA

ライオン ベーカリー

支店 早稲田牛込三五門前
本店 神田小川町通り
卸部 電話三〇九二番
早大門丸善横通り

純米國式
キヤツスル
九ビル一階

優雅で高級な食事と
神保町食堂 喫茶の殿堂

大 オリオ
アトランティスン砲
コ マ
は つ
ク ラウ
ボ リンミスス
ナ ポ リ

大衆的な食事

モ 神田ミセ

天 新田 神

茶喫・事食

パンなら
このみせて

新興新宿で
名高い
屋村中

散歩の折
是非一度!!
御待ち致
します
新宿角筈
電話四谷一四八八番
八七三番

I-0022

0035

新年會

滿 珍

南京料理

忘年會

御定食、御小集御宴會は
是非感じの良い珍満茶樓へ

支那料理は…珍満へ

軽いお食事と美味しい

店支 店本

東京驛八重洲通り日本橋通三丁目
支那料理の御食事は是非珍満へ

東京驛裏八重洲通角
神田橋交叉點際

新宿
オリンピック

純米國式料理 新宿オリンピック

電話新宿四谷六〇二六番向

一階 ホームベーカリー ソーダファウンテン

二階 御家族及御同伴食堂

三階 クラス會 忘年會 新年會

新 OLYMPIC 宿

1934新型
オーバコート
新製品30000點限り

期間中 マフラー
無代進呈大賣出シ

ワタナベ洋服店

学生諸氏の御集會は
特に御相談に應じます

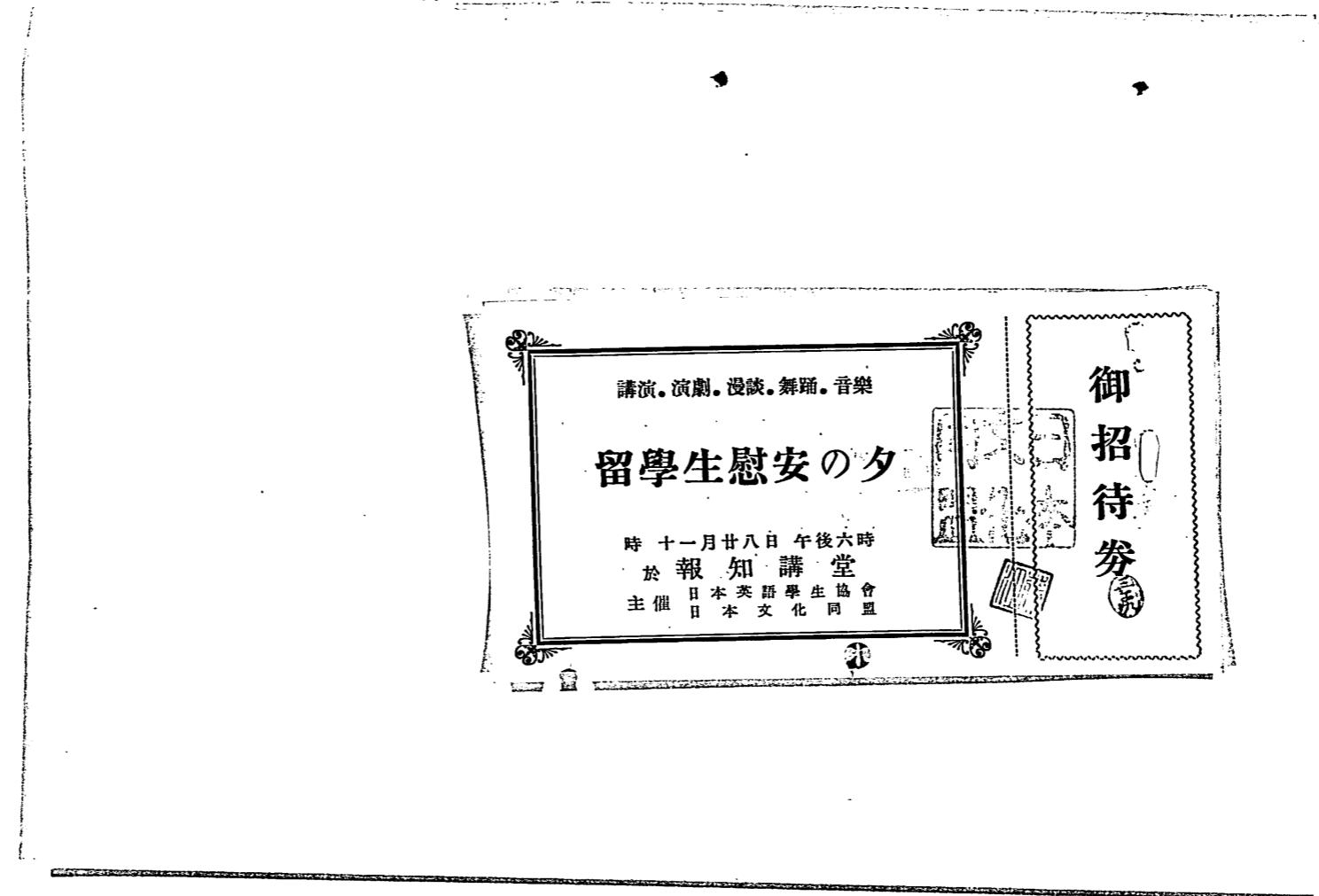
神保町交叉點ヨリ七軒目(日活館側)
電話神田六八一番

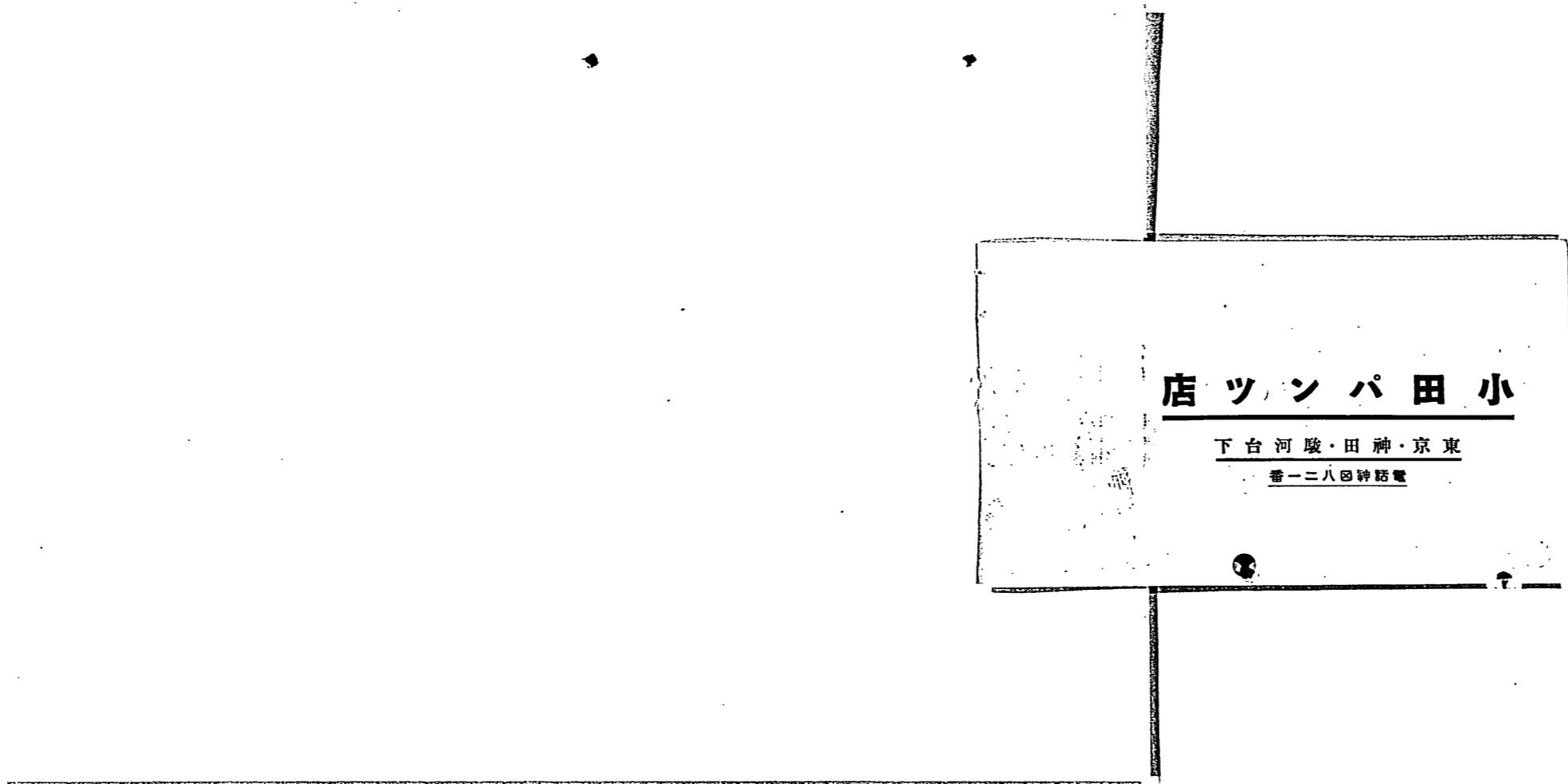
I-0022

6

I-0022

0037





I-0022

0038

I-0022

幼國體学生士値交遇

國氏外父は家庭

0039

第一部 ♦ 講演 — 各大學博士 教授
第二部 ♦ 餘興 — 舞踊・音楽・曲芸

歌舞伎

吉田俊通じませう

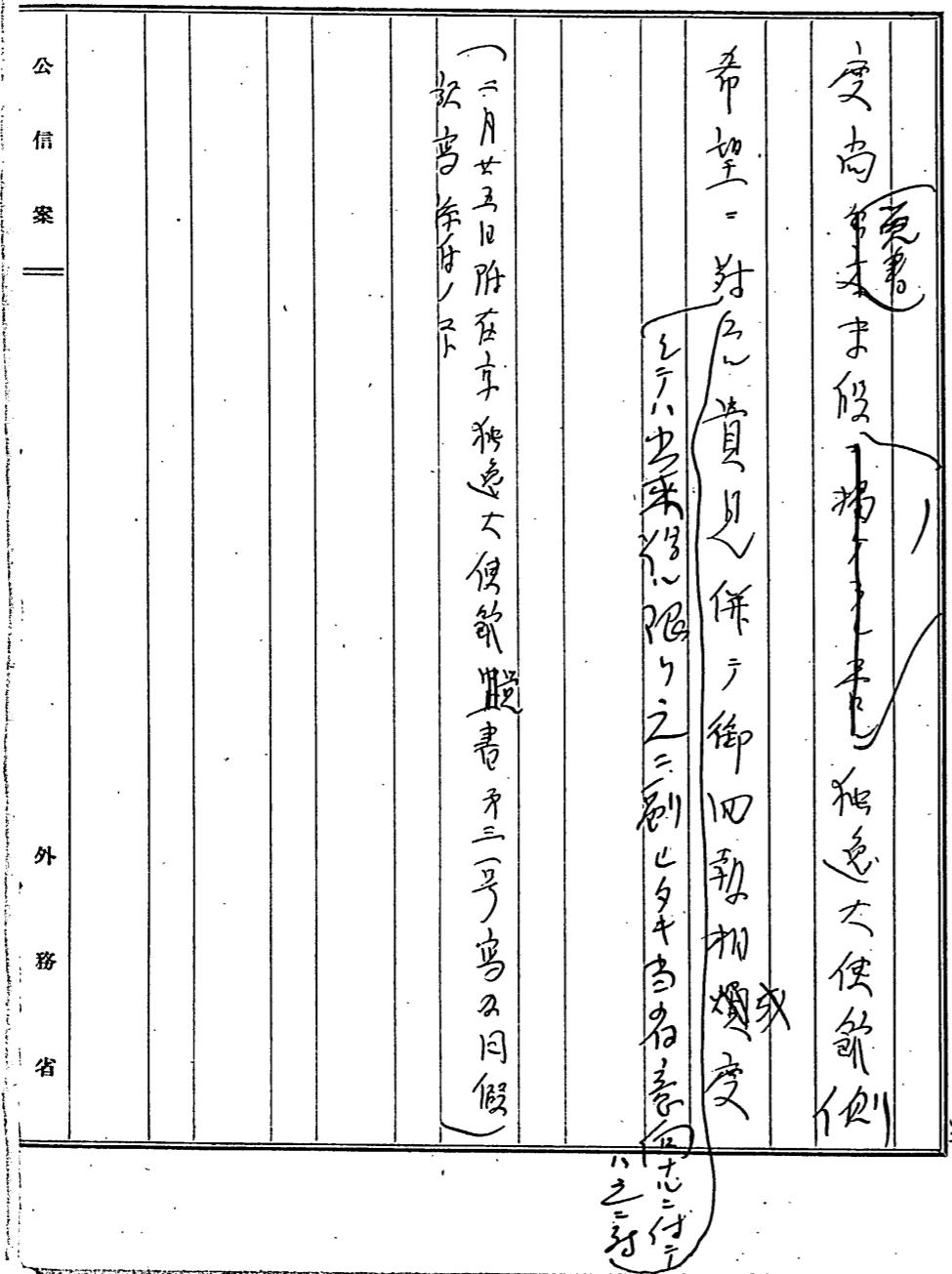
父は家庭がう

時・11月28日、6時
於・報知講堂
主催・日本英語学生協会
日本文化同盟

各大學博士教授文藝家
舞踊・音樂・曲藝・レパートリー



入場無料



I-0022

04

アーネスト・ホーリー本邦襲寧ノ能度
二月二十五日附在京神急大使節上書依頼
管事等間ニテ西園東試験官補充ノ件
ヘルマン・エーリック・キーレ大臣於テ地理ヲ主科
日本ニ同來試験官候之後第一回方程子
地理研究所長ノ推薦ニ依リ一八七九年八月中未
朝ニ同人ノ初京都于ニ高等候予候人猶
逸人教師乞
父コウトニエー・ヤーニ・洋ニ詳ニ高
先フ・ヤーニ・君ノ京都大學子地理研究所長ナ
教教授ヲ訪問シノ同教務ノ期切ニ同人ヲ引
足シ尙ルノ研究ニ付諸之合ニ自意的ニ同研究
所助手達又自身ノ模倣ノ其ノハギ冲古
次テアーネスト・諸研究所トノ連絡ノ交易ナ
シテ鳥旦又本學子同書類利用ノ為請外國文

通
アーネスト・ホーリー本邦襲寧ノ能度
二月二十五日附在京神急大使節上書依頼
管事等間ニテ西園東試験官補充ノ件
ヘルマン・エーリック・キーレ大臣於テ地理ヲ主科
日本ニ同來試験官候之後第一回方程子
地理研究所長ノ推薦ニ依リ一八七九年八月中未
朝ニ同人ノ初京都于ニ高等候予候人猶
逸人教師乞
父コウトニエー・ヤーニ・洋ニ詳ニ高
先フ・ヤーニ・君ノ京都大學子地理研究所長ナ
教教授ヲ訪問シノ同教務ノ期切ニ同人ヲ引
足シ専ルノ研究ニ付諸之合ニ自意的ニ同研究
所助手達又自身ノ模倣ノ其ノハギ冲古
次テアーネスト・諸研究所トノ連絡ノ交易ナ
シテ鳥旦又本學子同書類利用ノ為請外國文

模様子生ト同様ノ形式ヲ以テ大學生ニ體請生トシ
テ入學方手配メリ。同人“外國人學生ノ事務ヲ
取扱フ大學子一係職員佐藤英吉氏ト連絡シ
玄武ノ勵々依リ先づ召神夕御通御傳事ニ
於テ玄人眞乃吉明書等ノ認証ヲ蒙ケタリ。同級
留學生銀“同人、提携ヘシ船明書等又認証書等
原原本ニ基キ。京ナ都大學生入學用トニテ書面アリ
此之より書面アリ人ニ玄体タリ。而ニニヤー二レル

外務省

“和鶴丸ニ認ナシエ。右書面ヲサ勝氏ニ手交し候
却ハ一丸達ラ信頼メリ。佐藤氏、右ノ外洋ニモ
广島、呉迄桂川ヲボメテ、數日後ニ至リ大此ニ
ヤーン先生、音偶先エレント、エヌクイン、ヤーン
印ニ附シ以前文模様生エリ。音偶アリテ、ヤーン
カ
京都地方ヲ乗リ西シ又横濱ヲ行フスト。不善
ナル日本警察等ニ於テ、ヤーンノ研究ヲ夢易ニラ葉ナシ且
寧

5

大體ノ一ノ其ノア葉上及シメヌコト 徒ニヤニハ研
究ニ中上ニシテ高ニカニキニトヲ傳ノシメリ
高時研文ニ次ノ如ナリ吾ナリ
前記一回、地理研究会研修門ノ外、ヤニシニ栽培
植物、樹木等、甚専ニ於ニ接シテ得ニ高植物研
究ノ一面研修門セシ力同所ニ於テ又親切ナニ慈厚ニ
多々同人ニ於ニ研文所内、一室ヲ提供ニ於サ
ニ歩之程ナリ。次ニ同人ニ有輕車ヲ以テ市内ニ於

數回、少距就、乘行ヲ爲シ又主トニテ農草地域
大ニ水都茲外ニ三四、稍大ニ乗行ヲ試ムタリ其
一降数四風景又栽培植物、撮影ヲ爲シエリ
ヤーン前記訪問ノ降カ我欲ニ對シテ爲シ
ル久日本ノ二對ノ其ノ研究ニ開催已ノ曾々間ニ爲
シテノストナシ、而同人ノ農業學部ノ一助手ニ就キ日
本通用語、少西文句ヲ習ヒ始メテ、其ノ他一於テ
同人ノ主トニテ在處シ支那ノ涉獵、自而ノ研究

筆ヲ行ヘリ

著、寧可千鶴ノ理也。依リ、ヤー二、其ノ研究ノ中止。
力有、廻窮御矛三高舉等皆可矣。猶免人教師、
ニテ勤務之苦心同人教又、其一地位上、尙可也。
ト、間ニ何等困難、金ニテ、辟クル事、一萬
余來、ヤー二、常ニ著寧可、監視ニシテ、居リ、著寧可。
良、トクトク、エーヤー、方ニテ、屢々努力、何處ニ否
ルヤ、何ヲ爲シ否ニヤ、何時寧可スルヤ、所目、問セリ。

ヤーン・集、神久=赴キタシ其ノ場合ニテ同僚監
視メシ者ニ即參承ヲ得タリ 理ニ車中ニ於テ一聲
アマニ語ニ掛ケラセヌトアリ又神久ハ翌ニ朝起ル則の
ニ事務ニシテ事務官ノ所ニ徴スニ天皇元ニ高帝ニ精
確ニ穴ガ止メテ言ヒテ、親戚ニ對スニ高帝尊寧室
ノ御寢處甚々シタレニ付 ヤーン・敷用間仰ノ仕事
即チ植翁ノ決定。又ノアリタリ仕事等ニ從事シテ
以後十月十六日神久=引越シテ、神久=於ニ市。

外務省

I-0022

0045

第二回 巴人看傳地圖一覽卷 開三之研究アキ
タリ 神奈到着ノ翌日即ナ十月十八日ニ於テヤン
市街地圖ヲ向テシトニテ後半葉ノ半ノ為難
上ニ於テ逮捕セリガリ 同人ニ三三市店葉ノ半ノ署
於テ是時間ノ訊問ヲ受ケテハノ聲、葉ノ半ノ同人
人物ヲ承知シ否之擇擇ナリ 改テ同人ハ舞
於テ又レ又同人ニ市街地圖圖入、同人ハ移逸人
即ナ友人ナリト、望ゆテ以テ許可セリカハ白目入

「隊」圓人、希望加至依リ營業自了之ヲ務也
タリ。尔ま、マニシ「和魔鬼又」始吉アリテス。
京都、於テ研究セントニシテヨニ試ムノ不可能
ナリ。メモ、營業ノ干涉方法ハ、同人、意圖、問
ニシテ、燐羅ノ即野、訊問、依リ極メテ、毫易一晴
シ得ルカク、シヌノナニ、鑑、メト御聞係、精神
ニシテ、彼處、於テ日本人、甚ニ、傳其ヤヌレ舌、接
助、此ニ葉、寧少く、應、度、アリ、又、鑑、
助、此ニ葉、寧少く、應、度、アリ、又、鑑、

外務省

I-0022

0046

I-0022

0047

外務省

一ノ遺憾ナリ。著シヤーンノトヨ都著ニテ大
評判力四復ニシ又向カ希望スル場合高初
計画ノ如ク研究ニ從事シ得ニ於テハ極速大
便節ハ大ニ之ヲ藉用スハテ又本件ノ爲ニテ都
ノ地方官ニ高カ敷シトニ、エー・ヤーン如ク對
シ不快ノ聲ニテナサニストラニ採ニ重反対シテモト

I-0022

0048

erhält, seinen Studien daselbst in der ursprünglich von ihm geplanten Weise obzuliegen. Besonderer Wert wird auch darauf gelegt, dass dem Onkel, Herrn Dr. E. Jahn, aus der Angelegenheit keine Unannehmlichkeiten von Seiten der Lokalbehörden in Kyoto erwachsen.

Tokyo, den 25. Februar 1938.



Herrn Sato zur Weitergabe an die Fakultät ein.
Herr Sato bat dann noch um baldige Einlieferung einer ausführlichen Darstellung des wissenschaftlichen Ausbildungsganges.

Nach einigen Tagen liess die Universität Herrn Dr. Erwin Jahn, bei dem Referendar Jahn in Kyoto wohnte, durch einen früheren Austauschstudenten folgendes mitteilen: die Polizei sei auf Referendar Jahn aufmerksam geworden, da er sich durch Herumfahren in der Gegend und durch Fragen verdächtig gemacht hätte. Die Polizei habe der Universität eine Unterstützung seiner Arbeit verboten und eine Aufnahme in die Universität untersagt. Es sei daher ratsam, die Arbeiten abzubrechen.

Diese Arbeiten hatten bis dahin in folgendem bestanden:

Ausser dem erwähnten einen Besuch im Geographischen Institut hatte Referendar Jahn noch einen Besuch im Botanischen Institut gemacht, um dessen Hilfe bei der Bestimmung von Kulturgewächsen, Bäumen usw. zu bitten, war auch dort sehr freundlich aufgenommen worden; es sollte ihm sogar ein Zimmer im Institut zur Verfügung gestellt werden. Sodann hatte Referendar Jahn mit dem Fahrrad einige kleinere Fahrten in der Stadt und zwei grössere in die Umgebung unternommen, und zwar in die nördlichen Aussengebiete, die im wesentlichen landwirtschaftlichen Charakter haben. Dort hatte er einige Aufnahmen von Landschaften und Kulturgewächsen gemacht. Ausser an Herrn Professor Komaki in der erwähnten Unterredung hatte Herr Jahn an Japaner keine die geplante Arbeit betreffenden Fragen gestellt. Ferner hatte er angefangen, die nötigsten Sätze der japanischen Umgangssprache bei einem Assistenten der Landwirtschaftlichen Abteilung zu erlernen. Im übrigen hatte er meist zu Hause Literatur durchgearbeitet, Karten studiert usw.

Auf Grund der Intervention der Polizei brach Referendar Jahn seine Arbeiten ab, um seinem Onkel, der als deutscher Lehrer an der Daisan Koto Gakko in Kyoto tätig ist, seiner Stellung wegen irgendwelche Schwierigkeiten mit den Behörden zu ersparen.

Von

Von da an wurde Referendar Jahn ständig von der Polizei bewacht. Polizisten fragten mehrfach im Hause von Dr. E. Jahn an, wo sein Neffe sei, was er mache und wann er nach Hause käme. Herr Hermann Jahn fuhr öfters nach Kobe und hatte dabei ebenfalls den Eindruck der Überwachung, wurde einmal in der Bahn von einem Polizisten angesprochen, seine Rückkehr wurde stets genau festgestellt, wie aus den Gesprächen ^{des} regelmässig am nächsten Morgen vorschenden Polizisten hervorging. Nachdem Herr Jahn sich noch einige Wochen mit anderen Dingen, Pflanzenbestimmen, Schreibmaschinenarbeiten und anderem beschäftigt hatte, zog er am 18. Oktober nach Kobe, da die Belästigungen durch die Polizei in Kyoto für seine Verwandten zuviel wurden. In Kobe will er über die Entwicklung der Stadt, vor allem über die Europäersiedlungen, Settlement usw. arbeiten.

Am Tage nach seiner Ankunft in Kobe, am 19. Oktober, wurde Herr Jahn auf der Strasse von einem Geheimpolizisten verhaftet; nachdem er versucht hatte, einen Stadtplan in einer Buchhandlung zu kaufen. In der Polizeistation Sannomiya wurde er einem längeren Verhör unterworfen. Die Beamten schienen über ihn schon unterrichtet zu sein. Dann wurde er wieder freigelassen und ihm unter der Begründung, dass er Deutscher, also Freund sei, der Kauf des Stadtplans gestattet, wobei ihm dann die Beamten auf seinen Wunsch noch selbst behilflich waren. Seitdem ist Herr Jahn in keiner Weise mehr gehindert oder belästigt worden.

Die Art des Eingreifens der Polizei, die den Versuch des Referendars Jahn, in Kyoto wissenschaftlich zu arbeiten, unmöglich gemacht hat, wird umso mehr bedauert, als Zweifel an Herrn Jahns einwandfreien Absichten auf die einfachste Weise durch eine sofortige Vernehmung hätten behoben werden können und als das Verhalten der Polizei in scharfem Gegensatz zu der Förderung steht, die dem Geist der deutsch-japanischen Beziehungen entsprechend japanischen Studenten in Deutschland gewährt wird. Die Deutsche Botschaft würde es lebhaft begrüssen, wenn Herrn Jahns Ruf bei der Polizei in Kyoto wiederhergestellt würde und er, falls er selbst es wünscht, die Möglichkeit erhält

I-0022

0049

I-0022

0050

Deutsche Botschaft.

Nr. 31.

Memorandum.

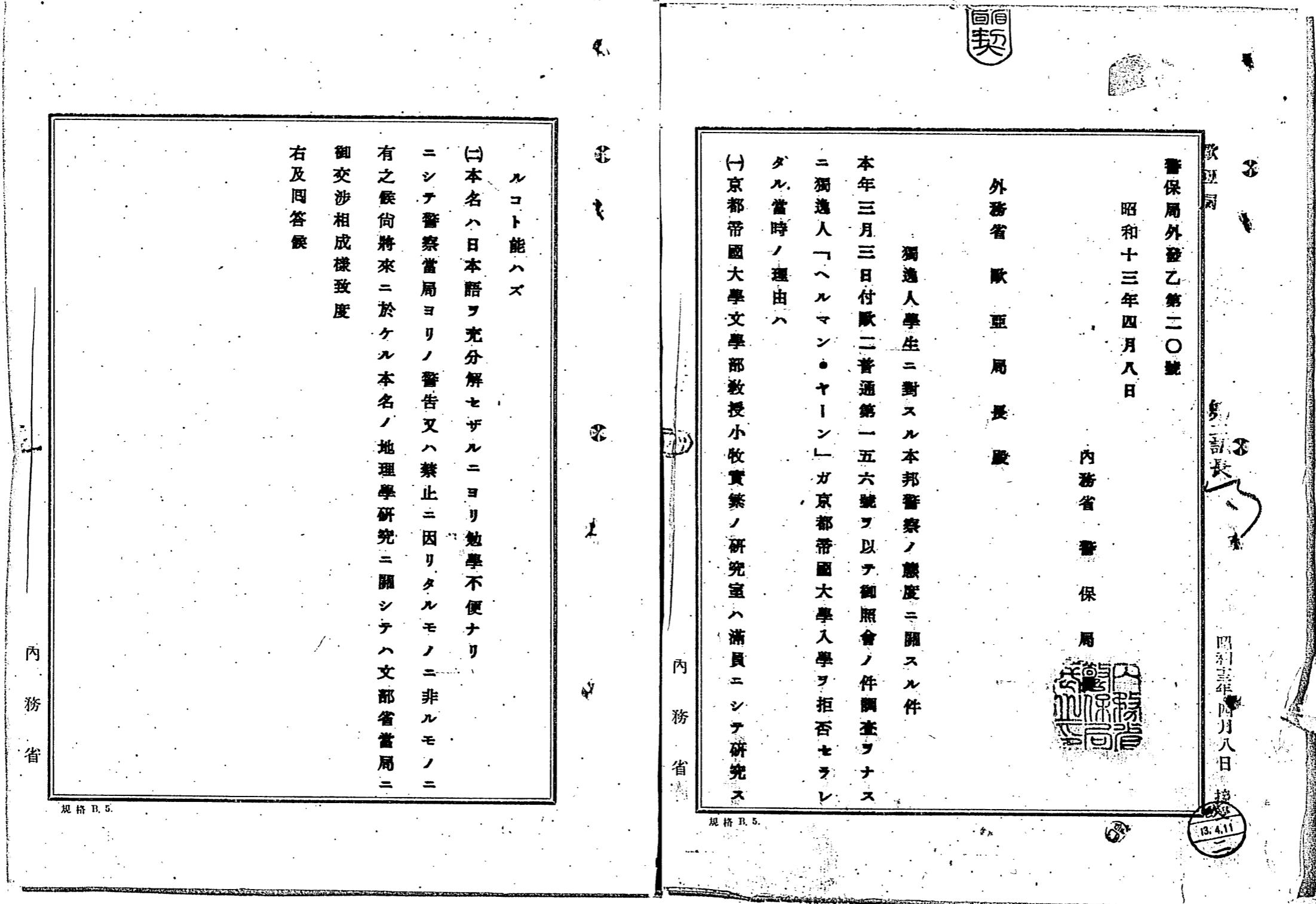
Der deutsche Studienreferendar Hermann Jahn kam nach Abschluss seines Staatsexamens an der Universität Kiel mit dem Hauptfach Geographie auf Empfehlung des Direktors des Geographischen Instituts der Universität Kiel im August 1937 nach Japan. Er wohnte zunächst bei seinem Onkel, Dr. E. Jahn, deutscher Lektor an der 3. Kotogakko in Kyōto, und beabsichtigte, seinem Studiengang entsprechend, eine siedlungsgeographische Arbeit und zwar eine stadtgeographische Bearbeitung der Stadt Kyoto vorzunehmen.

Zuerst machte Referendar Jahn einen Besuch bei dem Leiter des Geographischen Institutes der Universität Kyōto, Herrn Professor Komaki, der ihn sehr freundlich empfing und ausführlich mit ihm über seine geplante Arbeit sprach, ihm von sich aus die Unterstützung seines Institutes und der Assistenten sowie seine eigene Hilfe anbot. Um die Verbindung mit den Instituten zu erleichtern und um auch die Universitätsbibliothek benutzen zu können, versuchte Herr Jahn sodann, als Hörer in die Universität aufgenommen zu werden in ähnlicher Form wie die verschiedenen ausländischen Austauschstudenten. Er wandte sich an den dafür zuständigen Universitätsbeamten, Herrn Eikichi Sato, der die Angelegenheiten der ausländischen Studenten bearbeitet. Auf seine Anregung liess Herr Jahn zunächst vom Deutschen Generalkonsulat in Kobe seine Papiere usw. beglaubigen. Auf Grund der von ihm vorgelegten Ausweise und Originalzeugnisse der Universität Kiel erhielt Herr Jahn vom Generalkonsulat ein Schreiben, in dem ihm zum Zwecke der Aufnahme in die Universität Kyoto seine Papiere beglaubigt wurden. Dieses Schreiben reichte Herr Jahn dann in deutscher und japanischer Ausfertigung bei

Herrn

I-0022

005



文 部 省

發庶第一二五號

昭和十三年五月五日

文部省專門學務局長 山川建殿

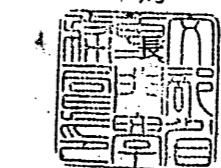
外國人ノ入學ニ關スル件

四月二十一日附御來照ノ標記ノ件別記ノ通ニ付此段及回答候也

文 部 省

外國人學生ニ關スル件

本年四月十二日附歐一普通第二八三號ヲ以テ御照會ノ標記ノ件ニ關シ
京都帝國大學ニ就キ調査ノ結果別紙ノ通ニ付此段及回答



京大專六九號

昭和十三年五月十七日

文部省專門學務局

外務省歐亞局長殿

昭和十三年五月拾八日接受

I-0022

0052

記

文部省

「ヘルマン、ヤーン」ハ昨年九月中旬來學京都市ニ於テ約數ヶ月間地理學特ニ都市地理ヲ研究ノタメ修學上ノ便宜ヲ與ヘラレタキ旨外國人係庶務課員佐藤英吉ニ希望申出ヲナシタリ。先ツ佐藤ハ「ヤーン」ヲ文學部地理學教室へ案内シ教室員ヲ通ジ當日引籠中ナリシ小牧教授ノ許可ヲ得テ同教室ヲ參觀セシメ同時ニ圖書閱覽等ノ便宜ヲ與ヘラルル様取計ヒタリ。次イデ「ヤーン」ハ更ニ聽講生トシテ入學シ度キ旨述べタルニ對シ係員佐藤ハ右ハ外國人特別入學規程ニ準據シ本邦駐在ノ領事館證明ヲ添ヘ願出ヅルトキハ本人ノ資格其他ヲ考慮シ當該學部ニ於テ入學拒否ヲ決定スル旨ヲ告ゲ且「ヤーン」ハ日本語ヲ解セズ滯在

文部省

期間モ短キ故入學ハ困難ナル可キコトヲ力説シタリ。數日後「ヤーン」ハ地理學教室ニ於テ小牧教授ト面會シ大体前記同様ノ希望ヲ語リタルニ對シ同教授ヨリ研究事項ノ性質ニヨリテハ時局柄大イニ制限ヲ加ヘラルベキモ可及的研究上ノ便宜ヲ與フベキコトヲ述べタリ。コノ間ヤーン」ノ行動ニ關シ警察當局ニ於テ注意ヲ拂ヒ居レル模様アリタリ。其後「ヤーン」ハ神戸獨逸總領事館ヨリ發給ノ證明書ヲ携ヘコレヲ係員佐藤ヘ手交シテ學部へ轉達ヲ求メタリ。依ツテコレニ基キ文學部ニ於テ慎重審議ヲ遂ゲタル結果文學部トシテハ本人ガ全ク日本語ノ智識ヲ有セザル爲指導上不便多カルベキヲ考慮シ且現時ノ國際情勢ニ鑑ミ地理學資料ヲ外國人ニ提示スルコトハ相當ノ制限ヲ加フル必要アリト

I-0022

0053

文 部 省

認ムルヲ以テ同人ヲ學生トシテ入學セシムルコトハ困難ナルモ差支無キ範圍ニ於テ一時該教室ヲ利用スルコトナラバ之ヲ許容スペシトノコトナリシヲ以テ其旨ヲ本人ニ傳ヘタリ

コノ後佐藤ハ「ヤーン」ガ京都滯在中事情不案内ノタメ問題ヲ起ザル様個人的ニ注意セントシ前交換學生タリシ獨逸人學生「ビンケン・スタイル」ヲ介シテ此旨叔父「エルヴァン、ヤーン」氏ニ告ゲシメタリ以上ノ如ク京都帝國大學ニ於テハ「ヤーン」ノ研究事項ノ性質ト方今ノ時勢トニ照ラシ且本人ノ修學資格ヲ考量シタル結果同人ヲ學生トシテ入學セシムルコトハ困難ナルモ事情ノ許ス限り研究上ノ便宜ヲ與フルコトハ之ヲ認ムル様致度

I-0022

0054

分類 I. 2. o. 3

拜啓陳者今般東阿「ケニヤ・コロニー」「モンバサ」在住「ザフア
ール・モハメフド・カーン」(Zafar Mohamed Khan) (ナルモノヨリ
別紙寫ノ通照會越ノ次第有之候ニ付テハ同信質疑事項中貴方ニ於テ
御判リノ分御図示ニ預度右不收取御依頼申上候 敬具

昭和十三年七月七日

外務省歐亞局第二課

國際學友會 御中

外務省

19.6

名
モハメフド・カーン
は
ナ

I-0022

0056

歐亞局長

第一課長

學友外歐普通第八四號
昭和十三年八月三日

國際學友會

常務理事 渡邊知

外務省歐亞局第二課 御中

東阿モムバサ在住ザファール・モハメッド・カーンヨ
リ問合ニ對シ回答ノ件

拜啓陳者本件ニ關シ七月七日付貴信ノ趣拜承致候就而同信添付ノ
歐亞局第二課長宛書面ヲ以テ問合ノ條項中(山)ニ關シテハ當方ニテ
ハ判明致シ兼ネ候モ(2)ニ關シテハ調査分明ノ範圍内ニテ御回答申
上度次ノ如クニ御座候

右モハメント・カーンノ子息ハ年齢十五才ノ由ニ有之候ヘバ來朝
以後ハ次ノ如キ順序ニテ修學サルベキヲ適當ト存候

(1)宿舎トシテハ國際學友會館(詳細別添參照)ニ在宿ノ上約一ヶ

國際學友會



13.8.4
二

年日本語ノ勉學ニ專心セラルルコト
(2)次ニ中等學校第一、二學年ノ低學年ニ編入セラレ五ヶ年ノ規
定修業年限ヲ終ヘラルルコト
(3)次ニ紡織科履修ノ爲適當ト思惟セラルル諸學校ハ次ノ如シ
東京工業大學紡織學科
外國人ノ爲特別豫科 三ヶ年
大學本科 三ヶ年
桐生高等工業學校(中等校卒業後)三ヶ年
右ヲ要スルニ
(1)外國人學生宿舍ハ國際學友會館アリ
(2)修學年限ハ
日本語學習 一ヶ年
中等學校 四ヶ年又ハ五ヶ年
専門學校(桐生高等工業學校) 三ヶ年

國際學友會

I-0022

0058

大學ナレバ豫科共（東京工業大學）六ヶ年

計九ヶ年乃至十二ヶ年ニテ御申越ノ課程修了致スコトト相成候
尙御參越迄ニ當會事業綱要並事業報告書別便ヲ以テ御送付申上候
間御査收相成度候

敬具

國際學友會

I-0022

0059

(2) 3 year course in the Kiriw
Higher Technical College.

For your reference I enclose herewith
a Prospectus of the International Student
Institute and a schedule of lectures which
are to be given under the auspices of the
Institute at a Summer resort.

Yours very truly,

Zafar Mohamed Khan Esq.
Native Civil Hospital,
Mombasa,
Kenya Colony,
Africa.

I-0022

0060

I-0022

006

...and you began writing up, or what is
the history of, consequence of how much
you don't see now profit of economy and what
will variation of, such as Japanese language
and also like as Japanese, etc., for example
Japanese, you have not been able to find
any kind of English teacher or teacher to
teach Japanese to you and therefore you
are not able to understand Japanese
language because the educational institutions
which you have not been able to find
is another subject which is not
so good, but the best thing is that
you can't find any kind of
good teacher who can teach you
testimony

British Empire there is some point
which is not quite clear.

2. As to the education of your son in
Japan I can recommend him to take the
following course.
- a) enter the International Student
Institute, and stay there for one
year to learn Japanese.
 - b) join second or third year class of
some middle school and stay there
3 or 4 years.
 - c) thereafter he may choose either of
the following two courses
 - (1) 3 year preparatory course of
the Tokyo Technical University
which is to be followed by 3
year University course
 - (2)

August 20th, 1938.

Dear Sir,

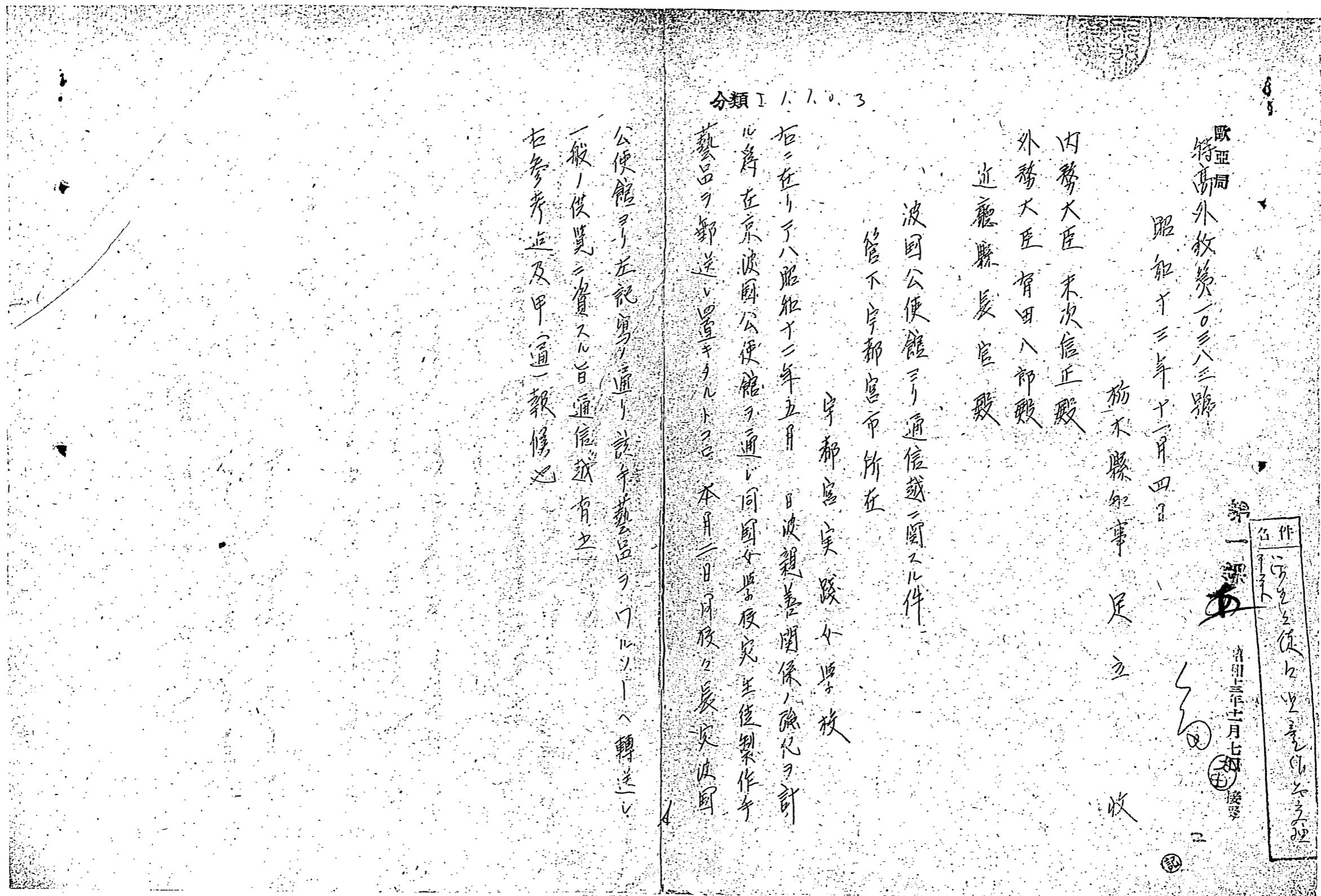
In reply to your letter dated May 19th addressed to my predecessor, Mr. Yamaji, I have the pleasure to inform you as follows.

Q.1. A medical student when he obtains the degree of M.B. granted by all the Imperial Universities and any Government or Prefectural Special Medical Colleges designated by Minister of Education of Japan is, in accordance with the reciprocal principle at present adopted as between Japan and Great Britain, allowed to do his private medical practice in Great Britain and India. As to whether this reciprocal principle applies to other parts of the

British

I-0022

0062



Mr. Eugene Faginane
Principal of the Itanomiyu
Jensen Girls' High School.

Dear Sir

With reference to the previous correspondence
I beg to inform you, that the works of the
Itanomiyu School girls will be exhibited in
their future in connexion
with a exhibition which be submitted to the publica-
tion of expectations.

Fairly,
Jack Faginane

Secretary to the Exhibition.

(英文)

伊那屋女学校

澤木女学校

波爾公使館書院

メーリー・トライニスキー

葉山通船中上點候女學校生徒の御用當日近日本
向ルノ一上陳列被下勿れ此一相承候此(葉山通船)鉢

申上候

葉山通船(般上)公使館一申上候此一相承

祕

原編者附言
書ハ

門E
類3
項/
目/
號4-10

I.2.0.3

昭和16一二九三二略
バグダツド
本省
五月十三日後發
十四日前着

官崎公使

松岡外務大臣
第一〇二號

日本歐亞近東輸出入組合聯合會大島居常務理事ニ對シ左ノ通り御傳達ノ上當方熱望達成方本省當局ノ御斡旋願度シ

尙東亞局第四課長及矢田部氏ニ本電御内示相成様（致既シ）

當國首相ハ今回事件ヲ契機トシテ権輿三大國ヲ頼リ寄存スル決意ヲ表明セル處將來一遠急ニバアラサレトモ一日一日一兩國間各般ノ關係ニ於テ直ニ當國側ノ中心的指導者タルヘキハ本邦ニ於テ完全ナル教育ヲ受ケタル「イラク」人ナルヘシ然ル處國際學友會矢

電信寫

田部理事長ハ年來當國學生養成方ヲ熱心ニ考慮セラレ居ルニ付費方積立餘裕金中五十萬圓（確實ナル有價證券例ヘハ國債ニテ可ナリ）ヲ割愛シテ用途ヲ指定シテ學友會ニ寄附シ其ノ利子ヲ以テ未來永劫毎年可能人數ノ當國學生ヲ新ニ本邦ニ招致シテ教育完成迄徹底的ニ世話をナン親日「イラク」人ヲ作ラレタシ尙本件計畫實行方ニ關スル諸般ノ事項ニ付テハ經驗深キ矢田部理事長ト充分協議アリタシ御考慮ヲ語フ（了）

I-0022

0065

公	信	案
外	務	省
〔日本標準規格B5〕		
<p>宮 = 你人外事人本署領事規定(英文 英 = 佛文) 大、小、中、數人半方魔動 レタル三付右三多御送付相傳度共 並得其客候一啟身</p>		

發信用執務用		
主信	3112	
附		
甲		
乙		
丙		
丁		
備考 分工 2.0.3		
文書課發送日 昭和拾六年七月拾日 發送者		
主	管	文書課長
通密	歐屬電轉長	昭和十六年七月八日
公	先付送寫	名件錄記
信	名件	名人信發
案	手寫本規定(英佛文) 清文件	太内政正三課長
外務省	存檔	正校(原稿) 善良(淨書)
	御清祥奉候 謹啓	昭和十六年七月七日起草
	今取左テヘラニ奉り今使アリ告合経	

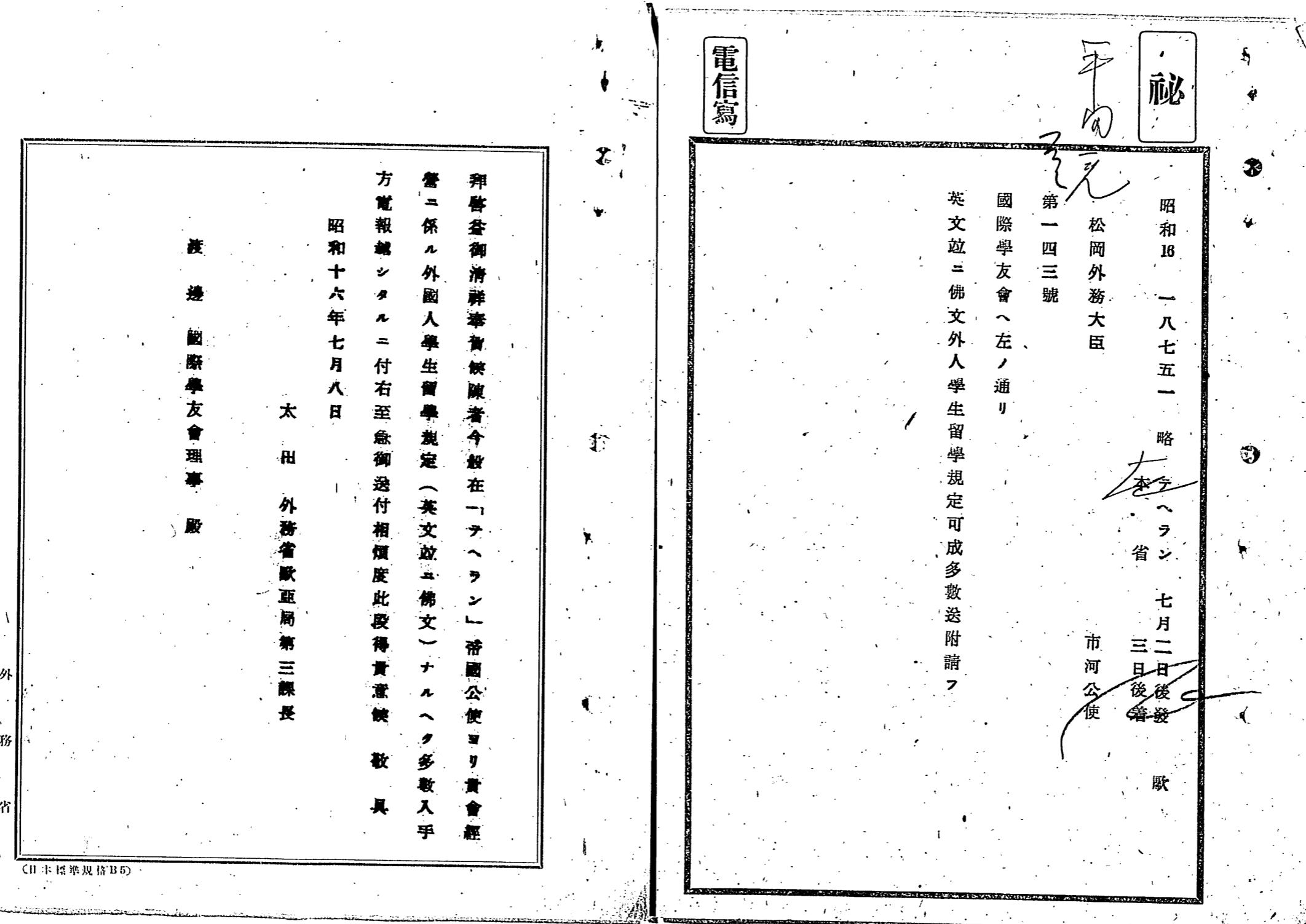
8 53

I-0022

0066

I-0022

0067



I-0022

分類 2120.3

栗利加長

第三課長

學友第八八號
昭和十六年八月二十日

財團法人國際學友會
專務理事 矢田部 保

印

外務次官
天羽英二殿

資金凍結令指定外國人留學生ニ對スル送金ニ
關スル件

拜啓陳者本會關係外國人留學生中先般發布ノ資金凍結令ニ依リ指
定外國人タルヘキモノ米國一名、印度十六名、緬甸七名、蘭印七
名、比律賓四名合計三十五名ニ及ヒ居リ而シテ右ノ内米國一名、
印度五名、緬甸二名計八名ニ對シテハ本會所定ノ獎學金ヲ交付中
又内職等ニ依ル自己ノ收入ヲ以テ生活シ得ト認メラル、モノ印度
四名、蘭印一名計五名ヲ數ヘ候處右以外ノ者ハ何レモ各自本国ヨ
リノ送金ニ依リ勉學中ニ有之萬一右送金杜絶スルニ於テハ通學繼
り往來セラム

財團法人國際學友會

0068

績ハ勿論日常生活ニモ難澁ヲ來シ可申事當然ニシテ此儘打ステオ
キ難キ實狀ニ有之候就テハ印度、緬甸、蘭印及ヒ比律賓駐在ノ帝
國領事館ヨリ夫々當該國關係當局ニ對シ留學生ノ學資送金ハ無滯
許可有之様交渉方御取計相煩度而シテ右留學生ニ對スル學資送金
ノ場合在本邦關係銀行ニ於テ之レカ拂渡ヲナスコトニ付テハ大藏
省トシテモ御異存無之コトトハ存候ヘ共此點ニ付テモ同省當局ノ
諒解取材計方併セテ御配慮相煩度此段御依頼申進候也

本信寫送付先 情報局第三部長

財團法人國際學友會

卷之三

一六七

比律賓

三
五
四

1. 奨學金交付中ノモノ	一五名
2. 在寮中ノモノ	一五名
3. 元奨學金、元在寮ノモノニシテ收入ナキモノ	七名
4. 元奨學金、元在寮ノモノニシテ收入アルモノ	五名
計	八名 三五名

オーラル・バラツク	アルデン・ムリア	モハマツド・ユーリ	オナルド・マナラン
2 (在)	2 (一)	2 (二)	2 (三)
3 (元獎學金) 在名古屋	2 (在)	2 (在)	2 (在)
水産講習所	2 (在)	2 (在)	2 (在)

I-0022

四

I-0022

三

電信課長		主任		主管	
昭和年月	日起草	發電係		任	管號
(分類)					
電 信 案 件	第 號	電送第 昭和年月日 前後時分發	件 名	宛	記錄件名
外務省					
電信案件	石八	日降子文會於中華印第生七九	本國送金三依勸子中十九付通第十二機		
外務省	中本源	一名內職等依生活心態之六			
電信案件	石八	日本於東北滿洲對外通右送金三依	本國送金三依勸子中十九付通第十二機		
外務省	方付支持相成度				

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

予來又病二月他故有當歸之存費一疋
金以從東道無流涕多金許可方而支使
乃度之大抵有十緡解一取得少安之

主 管	號	發 分	時 時	日 前 後	電 送 第	昭 和 年 月	暗 諜	分 類	
								件	宛
任 主	在 ト ニ ブ	大 二	一	一	新 納 旗 領	昭 和 十 二 年 八 月 廿 七 日	事	名 貨 金 源 結 合 指 定 外 事 人 留	件
電 信 柱	第 一	大 二	一	一	空 空 対 亂 送 金 三 月 五 件	記 件 名	事	資 金 源 結 合 事 件	件

I-0022

P.2

I-0022

分類 21.203

府政國本日

歐亞局長
發專三三四號

昭和十六年十一月三十八日

第三課長

昭和十六年十一月十九日接受

文部省外事局

外務省歐亞局長殿

外國人留学生ニ關スル連絡協議會開催ノ件

標記ノ件ニ關シ關係各處ノ第二回連絡協議會ヲ左記ニ依リ開催致度

付貢局關係官出席セシメラレ度此段及御願文

追而出席者官氏名至急御通知相煩度

一場 所 本省第二會議室(四階)

記

一六日 晴 十二月一日(月)午後一時三〇分



0073

留日學生指導方針（案）

(一) 留日學生ノ指導ハ、東洋ヲ初メ世界ノ諸地方ヨリ有爲ナル青年ヲ我國バシムルト共ニ、我國民性ノ眞髓ニ觸レシメ、我新秩序建設ノ理想ノ實現コソ又彼等ノ母國ノ繁榮ノ至善ノ道ナル所以ヲ感得シテ率先我ニ協力セントスル人材ヲ養成スルヲ以テ本旨トス

(二) 留日學生ノ指導ニ當リテハ、形式的剝離的ナル取扱ヲ避ケ、母國ノ政情、國民性、歴史、風土等ニ應シ夫々適切ナル配慮ヲ加ヘ、以テ指導ノ實効ヲ擧クルヲ期スベシ

(三) 留日學生ノ選抜ニ當リテハ將來母國ニ於テ指導的立場ニ立ツベキ人物ニ重點ヲ置クヲ要ス即チ資質優良ニシテソノ國ニ必要ナル方面ノ研究

ヲ子サン・トスル者又ハ名家ノ子弟等ヲ招致スベキモノトス尙選拔ニ際シテハ找出先ノ外交、軍事等ノ諸機關ノ協力を俟ツトコロ多ク、之等ノ諸機關トノ連絡ヲ一層適切圓滑ナラシムルヲ要ス
獨留日學生ノ準備教育トシテハ出先ノ外交軍事等ノ諸機關、在留邦人等ノ盡力ニ依リ我國情ノ紹介宣傳ヲ強化スル必要アルハ勿論ナルモ更ニ必要ナル種々ノ指導ヲナスト共ニ學校入學後必要ナル諸準備殊ニ日本語教育等ヲ施スヲ要ス、即ナ、渡日後一定ノ期間ハ原則トシテ地域別ニ團體生活ヲ行ハシメ生活ノ全般ニ亘リ特ニ周到ナル配慮輔導ヲナスヲ要ス、之ガタメニハ、準備教育機關ノ整備擴充及ビンノ連絡組織ノ強化ヲ計ルト共ニ、又常ニソノ教育内容ノ刷新向上ヲ計ルヲ要ス
(四) 入學スペキ學校ノ選定ニ關シテハ國別ノ事情及び本人ノ志望ヲ考慮シ

(六) 遠切ナル指導ヲナシ、教育施設ノ充實セル學校ヲ選ビ、徒ニ東京ニ集中スルヲ避ケ一定ノ計畫ノ下ニ地方ノ學校ニ毛分散入學セシムルモノトス

(六) 入學、卒業ニ關スル取扱、指導教官制度其他留日學生ノ修學ニ關シ指導監督上必要ナル事項ニツイテハ、文部省ハ學校ニ對シ隨時適切ナル指示ヲ與フルト共ニ、必要ナル制度、施設ノ整備擴充ヲ圖ルモノトス

留日學生ノ輔導ハ校ノ内外ヲ問バ、生徒ノ全生活ヲ通シノ原則トシテ、學校當局之ニ當ルモノトス、校外ニ寄宿スル場合ニハ學校當局ハ宿主

タル團體又ハ個人有志ト常ニ緊密ナル連絡ヲ講ズルヲ要ス

(七) 留日學生間ノ連絡ニ就テハ學校及ビ輔導團體當事者ニ於テ十分ナル注意ヲ拂ヒ善導スルヲ要ス、殊ニ、國情ヲ吳ニスル地域ノ者ノ間ノ無統制ナル連絡接觸ハ戒ムベシ、又我國ノ學生トノ交際ニ就テモ當事者ニ

於テ積極的ナル斡旋指導ヲナス、見學旅行、找國學生トノ交歎、共同研究等ノ催ハ益々之ガ助成ヲ圖ルト共ニ、ソノ實施ニツイテハ無統制ノ弊ニ陥ラザルヤワ留意スベキモノトス

(八) 留日學生方歸國後ニ於テモ互ニ親密ヲ保ナ精神的、物質的ニ互助協力シ、又後輩學生ノ留學ヲ援助セントスルガ如キ氣運ヲ醸成ゼンムルヲ要ス、コレガタメニハ先ツ前項マニア述ヘタルガ如キ指導方針ノ實効ヲ舉クルヲ要スルコトハ勿論ナレド、更ニ虫先ノ外交軍事機關、在留邦人有力者等ノ協力ノ下ニ、各地ニ於ケル同窓會ニ對スル援助、ソノ會員ノ招待其他歸國後ニ於ケル找國トノ連絡ノ維持ニツキテ積極的ナル方策ヲ講ズル必要アリ

(九) 前記ノ各項ノ點旨ヲシテ實効アラシムルタメニハ關係各廳、學校、輔導團體等ノ全體が緊密ニシテ統制アル連絡ノ下ニ有効適切ナル處置フ

講ズルコト緊要ニシテ、之ガタメニハ、先づ關係各廳間ノ連絡ヲ一層
圓滑ナラシメ、文部省ニ於ケル留學生指導ノ機構ヲ整備擴充スルト共
ニ、輔導團體ノ組織ヲ調正シシノ向上ヲ圖ルヲ要ス

(+) 留日學生ノ指導ハ、ソノ任ニ當ル者ニ適切ナル人材ヲ得テハジメテ實
効ヲ擧グルヲ得化モノオレバ、指導關係者ノ啓發、人材の供給、人材
ノ養成^{整頓}ニツイテ考慮ヲナスヲ要ス。之ガタメニハ、アジア問題其他ノ
必要ナル研究調查ヲナシツツアル機關、或ハ海外雄飛ノ目的ヲ以テ青
年ヲ養成シツツアル學校、團體等ノ意義ヲ重視シ、コレヲ活用スルト
共ニ國策的見地ヨリ適切ナル指導ヲ之ヲ加フルヲ要ス

大正

事務連絡幹事會議事要錄（第三十四回）

昭和一七八、二七
於事務連絡室

「本日ノ懇親左ノ通り

「留學生協議會設置ニ關スル件」

〔萩原幹事ヨリ本件ハ文部省ノ大東亜學術技術協議會會席上文部省側ヨリ別添甲號「留學生協議會設置ニ關スル件（文部省案）」トシテ提案サレタル旨説明シ、本件ニ關シテハ第一其ノ權限ノ所在ノ問題ト第二、指導要領ニツキ検討スル要アリト述ヘ、且本案ニ對スル南洋局意見別添乙號「留學生協議會設置ニ關スル文部省案ニ對スル意見」ヲ提示説明アリ。

〔尙情報局意見トシテ別添丙號「留學生協議會ニ關スル文部省案ニ對スル意見」ヲ参考トシテ配布ス〕

〔太田（東一）幹事ヨリ本件ノ權限所在ノ點ニツイテハ其ノ根本理由ハ外交・政治、經濟、文化トノ問題ニ歸シ其ノ對外接觸面タル

極秘

0077

點即南洋局意見一、ノ例、同、（ハ）、ノ點ニツキテハ外務省之ヲ管掌スルヲ要ス

但シ留學生養成ノ實行ニ關シテハ既ニ支那ニツキテハ興亞院ガ、滿洲ニツキテハ對滿事務局ガ管掌シテキルカラ獨立國ニ付テハ幾ル問題ハ泰、佛印ノミナリト述ブ

〔朝海幹事ヨリ前記（ハ）、（ハ）、ノ三點ハ既ニ從來外務省カ管掌シ居ル所ハルモ留學生協議會設置ニヨリ之等ノ事務ヲモ當協議會カ管掌スルニ到ル恐アリ此ノ點極力注意スルヲ要スト述ブ〕

〔根道幹事ヨリ別添文部省案第二要領一、ノ「留學生養成」ノ字句ヲ「日本ニ於ケル留學生ノ養成事務」ト解シ、之ヲ文部省ノ管掌トナスト可トスト述ブ〕

〔門脇幹事モ本件ハ今日ノ文部省トシテ最モ適當ナル事務ナリト述ブ〕

〔萩原幹事ヨリ別添文部省案中「留學生指導要綱案」中ニハ尙検討

ヲ加フベキ點アリト述フレハ杉原幹事モ此ノ點ハ協議會成立後協議會ニ於テ慎重ニ協議決定スヘキ事項ナルヘシト述ブ

八杉原幹事ヨリ對外文化事業ノ中對支文化事業及對滿文化事業ニ付テハ夫々與亞院官制及對滿事務局官制ニ明記シアリ其ノ他ノ對外文化事業ノ主管ニ付テハ官制上明定シアラス情報局官制ニモ國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル「啓發宣傳」ノコトハ規定シアルモ「文化事業」ノコトハ規定シアラス又官制上ノ意義ニ於テ「啓發宣傳」ト「文化事業」トハ別個ノ概念ナルノミナラス實際上モ留學生養成ノ問題ノ如キハ事柄ノ性質上所謂啓發宣傳ノ觀念ヲ主體トシテ取扱フヘキモノニアラス又文教ノ素人タル情報局邊リカ片手間仕事ニヤリ得ヘキモノニアラス仍テ情報局意見ノ如ク本件ヲ以テ情報局ノ主管トスル如キハ官制上ヨリスルモ實際上ヨリズルモ妥當ナラスト考フ素直ニ見テ日本ニ於ケル留學生ノ養成自體ニ付テハ文教ノ國家機關タル文部省カ主體トナリテヤルコトハ符合

上又實際上寧口當然ノ儀ナルヘシ唯南洋局案ノ如ク、何、何ノ點ハ尤モナルヲ以テ此等ノ點ハ外務省トシテ遠慮ナク主張スヘキナリ要スルニ本件ニ對シ外務省側トシテハ文部省案ノ容ルヘチ點ヘ虛心坦懷之ヲ容ルト共ニ前記ノ如キ主張スヘキ點ハ正々堂々ト主張スルノ態度ニ出ツヘキナリト思考スト述ヘ全幹事首肯ス

九結局本協議會ノ本務トシテハ日本ニ於ケル留學生ノ養成ニ關スル事項ニ限定シ唯前記ハ、何、何ノ點ニ付テハ夫々ノ主管廳ノ任務トスルモ餘務トシテ本協議會ニ附議スルコトアリヘキコトハ之ヲ妨ゲストノ條件付ニ、テ文部省案ニ賛成スルコトニ全幹事意見一致ス

一〇本日ノ出席者左ノ通り

門脇人事課長 太田東一課長 根道東三課長
萩原南一課長 杉原調二課長 尾形調三課長

朝海調五課長

別添甲號

留學生協議會設置關ス件(文部省案)

第一、方針

大東亜諸地域ヨリ有爲ナル人物ヲ我國ニ留學セシメ我學鑒及實務ヲ修得セシムルト共ニ我國民性ノ眞髓ニ觸レシメ以テ我大東亜建設ノ大業ニ率先協力セントスル人材ノ養成ヲ圖ル爲左記要領ニ依リ協議會ヲ設置シ留學生養成ニ關スル綜合企畫並ニ之を實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セントス

第二、要領

一、大東亜諸地域ヨリノ留學生養成ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル爲文部省より留學生協議會ヲ置クコト

二、留學生協議會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織スルヲトトヲ得ルコト

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコト

三、會長ハ文部大臣ヲ以テ之ヲ充ツルコト

委員及臨時委員ハ關係各廳高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命シ又委嘱スルコト

四、會長ハ會務ヲ總理スルコト

會長事故アルトキハ文部大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理スルコト

五、留學生協議會ハ必要ニ應シ之ヲ部會ニ分ツコトヲ得ルコト

六、留學生協議會ニ幹事長及幹事ヲ置クコト

幹事長ハ文部省専門學務局長ヲ以テ之ニ充ツ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理スルコト

幹事ハ關係各廳高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命シ又ハ委嘱ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事スルコト

七、留學生協議會ニ書記ヲ置クコト文部大臣之ヲ命シ又ハ委嘱ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事スルコト

備

本件ノ所管ニ屬シアハ將來南方等ニ關スル行政ニ付制度確立ス
ルコトアル場合ニハ改メテ考究スルモノトス

考

大東亞建設ニ關シ大東亞諸地域ヨリノ留學生ノ養成ハ極メテ緊要
ナルモノアルヲ以テ文部省ニ留學生協議會ヲ設置セントスルニ依
ル

瑞

由

I-0022

0080

留學生協議會規則（案）

第一條 大東亞諸地域ヨリノ留學生養成ニ關スル重要事項ヲ調査審
議スル爲文部省ニ留學生協議會ヲ置ク

第二條 留學生協議會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織
ス特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコ
トヲ得

第三條 會長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ關係各官廳高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命シ又

ハ委嘱ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ文部大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 留學生協議會ハ必要ニ應シ之ヲ部會ニ分ツコトヲ得

第六條 留學生協議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部省専門學務局長ヲ以テ之ニ充ツ會長ノ命ヲ承ケ庶務

ヲ掌理ス

幹事ハ關係各廳高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命シ又ハ委嘱ス上司
指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 留學生協議會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命シ又ハ委嘱ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ昭和十七年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

I-0022

0081

留學生指導要綱案

第一、指導目標

大東亞共榮圏ヲ中心トシ有爲ナル青少年ヲ我國ニ留學セシメ積極的ナル指導訓育ノ下ニ便シタル我學藝ヲ修得セシムルト共ニ我國民性ノ眞隨ニ觸レシメテ我大東亞共榮圏確立ノ大業ニ率先協力セントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二、指導要領

- 一、文部省ニ於テ關係官廳トノ緊密ナル連絡ノ下ニ留學生指導ノ綜合の方策ヲ確立シ速ニ之を實施フ圖ルコト
- 二、留學生ノ指導ニ就テ、形式的一劃一的ナル取扱ヲ避ケ地域毎ニソノ特色ニ應シ夫々適切ナル指導計畫ヲ樹ツルコト
- 三、急速ニ準備教育機關ヲ整備シソノ内容ノ充實ヲ圖ルコト
- 四、生活ノ指導ヲ重視シ生活ヲ通シテ我國民性ノ眞隨ニ觸シシムルコト
- 五、留學生輔導關係者ノ啓發及ソノ相互ノ連絡ニ付キ必要ナル方策ヲ講ス

第三、指導方策

- 一、選抜
ルト共ニ留學生指導ノ適當ナリ人材ヲ養成ニ力ムコト
- 二、留學生指導ノ方策ヲシテ日本語教育ノ振興及日本語ノ普及ニ關スル方策ト一體不離ノ關係ヲ保タンムルコト

選拔方法ノ概要左ノ如シ

- (1) 地域毎ニソノ所管官廳ニ於テ適當ナル機關ヲ定メテソノ選拔ニ當ラシメ推薦ヲ受ケタルモノニ限り留學ヲ許可スルヲ原則トス
- (2) 選拔ニ當ル可キ官廳ハ文部省ト豫メ協議シ地域毎ニ適當トル方針ヲ定ム、文部省ハ選拔取針ヲノ全體的統一ニ留意スヘキモノトス

- (3) 留學生ノ年齢、入學ヲ希望スル學校ノ種類、留學生ノ數等ニツ

準備教育

（キテハ地域毎ノ事情ニ應シ適當ナル標準ヲ定ムルモノトス
由學生指導ノ效果ヲ着實オラシムルタメ準備教育ヲ重視シソノ施
設ノ整備、内容ノ充實ヲ圖ルモノトス
準備教育ハ現地ニ於テ行フモノト日本ニ於テ行フモノトニ分ツ
現地及日本ニ於ケル準備教育ノ期間、方法、内容等三就テハ地域
毎ノ事情ニ應シ夫々方針ヲ定ムルモノトス

（レ）現地ニ於ケル整備教育

イ、現地ニ於ケル日本語ノ普及及住民ノ教育施設ノ整備ヲハシ
メトシ文化工作ノ進展ト關聯シテ現地ニ於ケル準備教育ノ強
化ヲ圖ル

ロ、現地ニ於ケル準備教育ハ日本事情ノ紹介、日本語の豫備教
育ヲ主トス

ハ、現地ニ於ケル準備教育ハ内地ノ準備教育ト綜合的ニ企畫シ

16

現地機關ニ於テ之力指導ニ留意スルモノトス

（2）我國ニ於ケル準備教育

イ、渡日後一定期間ノ準備教育ヲ行ヒ此ノ課程ヲ修了シタル者
及ソレト同等ノ資格アリト認メラレタル者ニ限り入學ヲ許可
スルモノトス但シゾノ期間及内容ハ現地ニ於ケル準備教育
ノ程度ニ應シ地域毎ニ適當ナル標準ヲ定ムルモノトス
ロ、我國ニ於ケル準備教育ハ日本語ニ習熟セシムルコト及日本
ノ生活ニ慣レシムルコトヲ中心トシ、尚必要ニ應シ基礎的ナ
ル學科ノ準備教育ヲ施ス

ハ、我國ニ於ケル準備教育ハ文部省ニ於テ之力指導監督ニ當リ
準備教育機關ノ經營ニ關シテハ文部省ノ認可ヲ要スルモノトス
尙必要アリト認メタル場合ハ準備教育ノ内容ノ向上ヲ圖ル爲
更ニ文部省ニ於テ直轄ノ準備教育學校ヲ設置スルモノトス
ニ、準備教育ノ期間内ニアリテハ環境ノ變化ニ伴フ心身ノ異常
ヲ防キ速ニ日本ノ生活ニ慣レシムル爲地域別ニ責任アル輔導

團體ラシテ宿舎ラ經營セシメ生活ノ全般ニ亘リ特ニ周到ナル
輔導ヲナサシメ且此ノ機關ニ於ケル共同生活ラシテ將來各地
ニ分散入学シタル場合及同窓會員トナリタル場合ノ同一地域
連絡親睦ノ母胎タラシム

ホ、準備教育ノ内容及施設ノ整備擴充ニ關シテハ特ニ日本語教

育養成機關ノ擴充計畫ト一體的聯繫ノ下ニ考究スルモノトス

三、修業中ノ指導

(1) 入學セシムヘキ學校ノ選定ニ關シテハ地域別ノ事情及本人ノ志
望等ヲ考慮シテ適切ナル指導ヲカシ教育施設ノ充實セル學校ヲ
選ハシメ徒ニ東京ニ集中スルヲ避ケテ一定ノ計畫ノ下ニ各地ニ
分散入學セシムルモノトス

此ノ計畫ハ文部省ニ於テ關係官廳及學校當局下緊密ナル連絡ノ
下ニ毎年立案スルモノトス

(2) 入學、進學、卒業、學位等ニ關スル特殊ノ取扱其他留學生ノ修
學ニ關シ指導上必要ナル制度施設ノ改善及充實ニ就テハ文部省

12

ニ於テ全般的ニ考究シ其實施ニ力ムルト共ニ隨時學校ニ對シ必
要ナル指示ヲ與ルモノトス

文部省ハ係員ヲ學校ニ派遣シ指導ノ狀況ヲ視察セシムルモノトス

(3) 各學校ニ於テハ留學生ニ對シ指導教官制ヲ設ケ又留學生ノ數多
キ學校ニアリテハ專任ノ指導官ヲ置ク

入學、修學、卒業、學位等ノ取扱ニ關シテハ學校當局ハ文部省
ト連絡ノ上適當ナル考慮ヲナスモノトス、但シ日常ノ教育ハ可

致特別扱々避ケ我國ノ學生ノ中ニ少數宛分散混入セシメテ全ク
我國學生ト同様ニ教育スルヲ原則トス

(4) 留學生ノ輔導ニ關シ學校ハ單ニ課業ノ指導ニ止マラス生活ノ全
般ニ亘リ注意ヲ拂ヒ校外ニ寄宿スル場合ニハ宿主タル輔導團體

幹部又ハ個人有志ト常ニ緊密ナル連絡ヲ講スルモノトス
如キ弊ニ陷ラシメサルヤウ注意シ特ニ感情ヲ異ニスル地域ノ者

13

0084

I-0022

ノ間ノ無統制ナル 運絡接觸ヲ戒ム

(6) 我國ノ學生トノ交際ニ就テハ學校當局ニ於テ積極的テ斡旋指導
ヲナス

見學旅行、我國學生トノ交歓、我國學生トノ共同研究等ノ企ハ
益々之助成ヲ圖ルト共ニ其ノ實施ニ就テハ無統制ノ弊ニ陥ラ
サルヤウ留意スルモノトス

(7) 日本ノ家庭生活ニ觸レシメ我國民性ノ眞髓ヲ理解セシムル力如
キ種類ノ企及日本語ノ輔習等ニ就キテハ單ニ當局及輔導團體ノ
ミノ仕事ニ終ラシメス廣ク國民ノ理解ニ訴ヘテ積極的協力ノ氣
運ヲ喚起スルモノトス

四 卒業後ノ連絡

地域別ニ同窓會ヲ設立セシメテ相互ノ連絡及親睦ヲ圖リ後輩學生
ノ留學、歸國及就職ヲ援助スル氣運ヲ助長ス

之力爲現地機關ヲ通シ積極的ナル援助ヲナスモノトス

第四、指導機構之整備

前各項ノ趣旨ヲシテ實效アラシムルタメニハ關係各廳・準備教育
機關、學校、輔導團體、日本語教師及留學生輔導擔當者養成ノ機關
等力緊密ニシテ統制アル連絡ノ下ニ有效適切ナル處置ヲ講スルコト
緊要ニシテ之力爲次ノ五項ヲ促進セシムルモノトス

(1) 文部省ニ於ケル留學生指導機関ノ整備

イ、文部省ニ留學生ノ指導監督ヲ擔當スヘキ專任官ヲ置クコト
ロ、文部省ヨリ留學生指導ニ關スル係官ヲ各地域ニ派遣シ現地
一ト中央トノ連絡ニ當ラシムルコト

(2) 關係各廳ノ連絡

關係各廳ノ連絡ヲ一層緊密ナラシムル爲連絡機關ヲ文部省内ニ
設置ス

(3) 輔導團體ノ指導

輔導團體ノ連絡ノ組織ヲ調整スルト共ニ其ノ内容ノ向上ヲ圖ル

(4) 日本語教育機關トノ提携

留學生ノ指導ハ其ノ任ニ當ル者ニ適切ナル人材ヲ得テハシメテ
實效ヲ學クルモノナルヲ以テ指導關係者ノ啓發、人材ノ養成ニ
就テ十分ナル配慮ヲナスヲ要シ之カ爲次ノ各項ニ留意スルモノ
シテ、留學生輸導ノ機關ト日本語教育ノ機關トヲ一體的ニ連繫セ
シムルコト

口、海外旅飛ノ目的ヲ以テ青年ヲ養成シツツアル學校及團體、
或ハ「アジア」問題其他ノ必要ナル研究調查ヲナシツツアル
機關ノ意義ヲ重視シ之ヲ活用スルト共ニ之ニ留學生指導ノ見
地ヨリ適切ナル指導ヲ加フルコト

別添乙號

昭和十七八年二六
南洋局

留學生協議會設置ニ關スル文部省案ニ對スル意見

一大東亞諸地域ヨリ本邦ヘノ留學生制要ヲ設クル主旨ハ留學修了者ヲ是等地域住民ノ指導（獨立國ニ付）又ハ統治（帝國領土タルベキモノニ付）上我方ニ於テ最モ有效ニ利用セントスルニ在リ、從テ是等學生ニ對スル本邦諸學校ニ於ケル教育其ノコト方重要ナルハ勿論ナルモ（大東亞ノ如何ナル地域ヨリノ留學生ニ重キヲ置クベキヤ又何如何ナル者ヲ本件留學生トシテ選拔スペキヤノ決定及

内本件養成ヲ了ヘテ歸國後ニ於ケル彼等ノ利用又ハ援助ハ克ク本

制度ノ目的ヲ達成シ得ルト否トノ決定的要素ナリ

ニ而シテ日本人學生ニ比シ日本語ノ「ハンドイキヤツブ」及學力上ノ差異アル彼等ヲ本邦ノ優良ナル學校ニ入學セシムル特別ノ取計

ヒ、（註一）、入學前本邦ニ於ケル準備教育及留學中ニ於ケル學

校教育ハ文部省ニ於テ處理スペキ事項ナルモ、前項付及向ノ問題ハ獨立國ニ付テハ外政的考慮ニ依リ主トシテ外務省之ヲ決定スペキモノニシテ（註二）、又前項付ノ問題ニ付テモ現地ニ於ケル就職ノ斡旋及彼等ノ利用又ハ援助等ハ獨立國ニ付テハ主トシテ外務省、占領地ニ付テハ軍政當局之ニ當ルベキモノナリ。

（註一）入學試験ニ當リ日本人學生ト同様ノ標準ニ依リ考查スルトキハ日本語其ノ他ノ學力ノ關係上彼等ハ殆ド入學シ得ザルコトトナリ、其ノ自尊心ヲ傷ツクルノミナラズ、本ハ彼等ヲ「スポイル」シテ本邦ノ學校教育ヲ輕視セシムルニ至ルベキヲ以テ彼等ニ對シテハ日本人學生トハ別ノ入學試験ヲ課シ或ル程度以上ノ日本語其ノ他ノ學力ヲ有スルモノヲ選抜スル様特別ノ制度ヲ設クルヲ可トスベシ

I-0022

0087

I-0022

0088

(註二) 占領地ヨリノ留學生ニ付テモ外務省ハ從來ニ於ケル現地事情、殊ニ人的關係ニ通ジ居リ且他ノ國又ハ地方ニ對スル外交ニ彼等ヲ利用スルコトモアルベキヲ以テ占領地ニ關スル本制度ノ運用ニモ協力又ハ開與スペキ地位ニアリミ甚ダ不合意ナルノミナラズ、運用上モ其ノ目的ヲ達成スル所以ニ非ズ内地ニ於ケル機關トシテハ外務、陸、海、文部、情報局ヲ以テ組織スル委員會ヲ内閣文部情報局ニ設ケ、其ノ決定ニ基キテ夫々主管ノ官廳ニ於テ必要ナル措置ヲトリ委員會ノ事務ハ情報局、主計室シテ之ガ處理ニ當ルコトトシ、現地機關トシテハ獨立國ニ於テハ外務機關、占領地ニ於テハ軍政當局之ニ任ズルヲ適當トスベシ

別添丙號

留學生審議會ニ關スル文部省案ニ對スル意見

情報局 一七八一九

一、大東亞諸地域ヨリノ留學生招致ハ我學藝及實務ヲ修得セシムルヲ其目的ノ一部トスル事ハ勿論ナルモ我國力進ンテ留學生ヲ斡旋指導スル所以ノモノハ主トシテ彼等ヨシテ我國兵備・國力・國情等ニ對スル公正ナル認識ヲ養養スルコトニ依リ、自然ノ内ニ我國大東亞共榮圈建設ヲ證言セシメ滿國後各國ノ指導者トシテ眞ニ我新秩序建設ノ大業ニ協力邁進スルノ士ヲ養成スルヲ目的トス。

二、從ツテ本件ハ從來普通ノ留學生事業トハ若シク性格ヲ異ニシ我國對外文化政策ノ一環トシテ多分ニ政治的角度ヨリ研討實施ノ學アルハ言ヲ俟タス。

三、從ツテ本件留學生ニ關スル綜合企畫等ノ審議ハ文部省之ヲ主管スヘキモノニ非シテ對外文化事業ヲ主管スル情報局又ハ對南方施

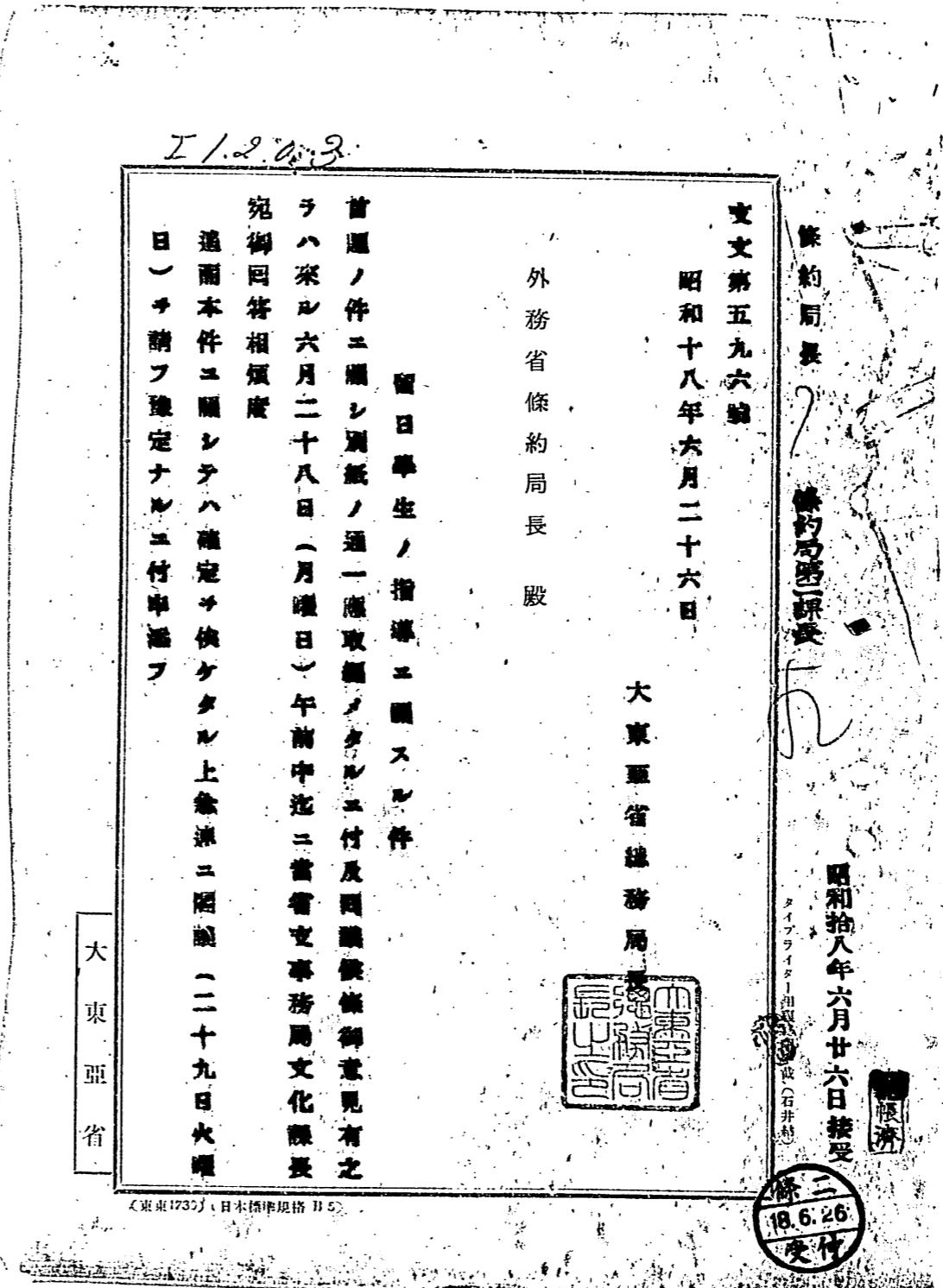
策ノ企畫ニ當リ居ル企畫院ノ何レカニ於テ之ヲ主管シ之ニ關係タル陸・海・外・文部等參畫シ、研鑽審議スルヲ適當ト認ム。
三、又該學生事業實施ノ爲ニハ卷間各種ノ計畫・統制ナク進メラレツ
ツアルヤニ傳ヘラルル處、眞ニ我國ト協力スヘキ各國政治指導者ヲ構成スルノ難事業タルハ、是ノ在日支那留學生ノ例ニ見ルモ明カニシテカカル重要ナル事業ヲ統制ニ諸所分頭シテ行ハントスルハ極メテ不得矣且ツ無議意ニシテ此ノ際至急統制ノ用アルヘシ。
四、政府ニ於テハ既ニ留學生事業團トシテ國際學友會ノ設立ニ參劃スルト共ニ現在ソノ補助指導ヲ行ヒツツアリ、
右ハ外務・文部兩省・情報局等關係各廳ノ參劃ヲ以テ協議會ヲ組
ル経験ト不斷ノ研究ニ依リソノ實績見ルヘキモノ多ク、ソノ基礎モ愈々鞏固トナリ今後一層ノ活動ヲ期待シ得ル狀態ニ在リ。
即チ今後内地ニ於ケル留學生事業ニシテ更ニ擴張ノ用アルニ於テ

ハ 極力ソノ無益ナル分譲獨立ヲ避ケ 國際學友會ヲ活用スル如ク施
策スルヲ最適當ナリト認ム。

I-0022

0090

I-0022



0091

極秘

留日學生ノ指導ニ關スル件（案）

第一 方 鈔

大東亜地域内各國各地ヨリ皇國ニ留學セシムル學生（以下單ニ留日學生ト稱ス）ニ對シテハ大東亜政策ノ一環トシテ八紘爲宇ノ大精神ニ基キ特ニ決戦下ノ要請ニ即應シ大東亜建設ニ對スル不拔ノ意欲ヲ啓培シテ之ヲ各國各民族内ノ實踐的指導者タラシムル企圖ノ下ニ其ノ指導ヲ實施スルコトトシ之ガ爲諸般ノ機構體制ヲ整備スルト共ニ關係官廳緊密一碰ナル連絡ノ下ニ其ノ急速且十全ナル具現、運用ヲ期スルモノトス

第二 要 領

一、留日學生ニ對シテハ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シムル八紘爲宇ノ大精

神ニ基キ眞ニ各國各地夫々ノ指導者タルベキ人材ヲ育成スルヲ以テ目標トシ之ガ指導ニ當リテハ左ニ重點ヲ置クモノトス

（一）東洋本來ノ道義精神ヲ振作昂揚スルコト

（二）皇國ニ對スル深キ理解ト信頼トヲ得シムルコト

（三）大東亜建設ニ關スル正シキ認識ト挺身之ニ當ルノ意欲ヲ啓培スルコト

（四）優レタル皇國ノ學術技能ヲ修得セシムルコト

二、大東亜省ノ關係官廳、協力シテ留日學生ノ招致、整衛、修學、生活及成業後ノ措置ニ關シ前項ノ主旨ノ下ニ~~樹木左依~~貫セル指導ヲ行ヒ以テ其ノ成

果達成ニ遺憾ナカラシムルモノトス
モノトス

留日學生ノ輔導ニハ最モ意ヲ用ヒ主トシテ特定ノ輔導機關ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス

(三) 留日學生ニ對スル教育ハ努力テ嚴正ニ之を行ヒ入學ニ先チ一定期間ノ豫備教育を行フモノトス

(四) 留日學生ニ對シテハ歸國歸郷後ニ於テモ留學ノ成果ヲ結實セシム間ノ豫備教育を行フモノトス

(五) 留日學生ニ對シテハ歸國歸郷後ニ於テモ留學ノ成果ヲ結實セシム國內各層ニ對シ留日學生ニ對スル關心ト理解トヲ深シタルモノトス

(六) 留日學生ニ對スル重要事項ニ付審議シ又ハ關係官廳間ニ於ケル事務連絡處理ヲナス爲大東亞省ニ留日學生指導ニ關スル協議會ヲ設

置スルモノトス

(七) 學校ニ輔導機關ノ豫備教育施設ヲ除ク又ハ研究施設ニ於ケル留日學生ノ指導ハ其ノ關係官廳之ニ當リ輔導機關ノ指導監督及其

他ノ指導ハ大東亞省之を行フモノトス

十五、大東亞省及關係官廳ニ於テハ留日學生指導ニ關シ必要ナル機構

子格備スルモノトス

十六、輔導機關ハ各國又ハ地域別ニ原則トシテ大々元的統制アルモノタラシメ既存ノモノニ付テハ所要ノ調整ヲ爲スモノトス

備考

軍關係其他特別ノ事由ニ因ル留日學生ノ指導ニ關シテハ別途措置ス

極秘

留日學生ノ指導ニ關スル件（案）

第一 方針

大東亞地域内各國各地ヨリ皇國ニ留學セシムル學生（以下單ニ留日學生ト稱ス）ニ對シテハ大東亞政策ノ一環トシテ八紘爲宇ノ大精神ニ基キ特ニ決戦下ノ要請ニ即應シ大東亞建設ニ對スル不拔ノ意欲ヲ啓培シテ之ヲ各國各民族内ノ實踐的指導者タルシムル企圖ノ下ニ其ノ指導ヲ實施スルコトトシ之ガ爲諸般ノ機構體制ヲ整備スルト共ニ關係官屬緊密一體ナル連絡ノ下ニ其ノ急速且十全ナル具現、運用ヲ期スルモノトス。

第二 要領

一、留日學生ニ對シテハ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シムル八紘爲宇ノ大精

神ニ基キ眞ニ各國各地夫々ノ指導者タルベキ人材ヲ育成スルヲ以テ目標トシ之ガ指導ニ當リテハ左ニ重點ヲ置クモノトス。

（一）東洋本來ノ道義精神ヲ振作易揚スルコト

（二）皇國ニ對スル深キ理解ト信頼トヲ得シムルコト

（三）大東亞建設ニ關スル正シキ認識ト挺身之ニ當ルノ意欲ヲ啓培スルコト

（四）優レタル皇國ノ學術技能ヲ修得セシムルコト

（五）大東亞省ハ關係官廳、協力シテ留日學生ノ招致、銓衡、修學、生活及

成業後ノ措置ニ關シ前項ノ主旨ノ下ニ一貫セル指導ヲ行ヒ以テ其ノ成

果達成ニ遺憾ナカラシムルモノトス。

モノトス

(二) 留日學生ノ輔導ニハ最モ意ヲ用ヒ主トシテ特定ノ輔導機關ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス

(三) 留日學生ニ對スル教育ハ努力テ嚴正ニ之ヲ行ヒ入學ニ先キ一定期間ノ豫備教育ヲ行フモノトス

(四) 留日學生ニ對シテハ歸國歸鄉後ニ於テモ留學ノ成果ヲ結實セシムル如ク適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

(五) 各國内各層ニ對シ留日學生ニ對スル關心ト理解トヲ深メシメ其ノ指導ニ協力セシムル如ク措置スルモノトス

三、留日學生ニ對スル重要事項ニ付審議シ又ハ關係官廳間ニ於ケル事務連絡處理チナス爲大東亜省ニ留日學生指導ニ關スル協議會ヲ設

置スルモノトス

四、學校ニ輔導機關ノ豫備教育施設ヲ除ケ、又ハ研究施設ニ於ケル留日學生ノ指導ハ其ノ關係官廳之ニ當リ輔導機關ノ指導監督及其

他ノ指導ハ大東亜省之ヲ行フモノトス

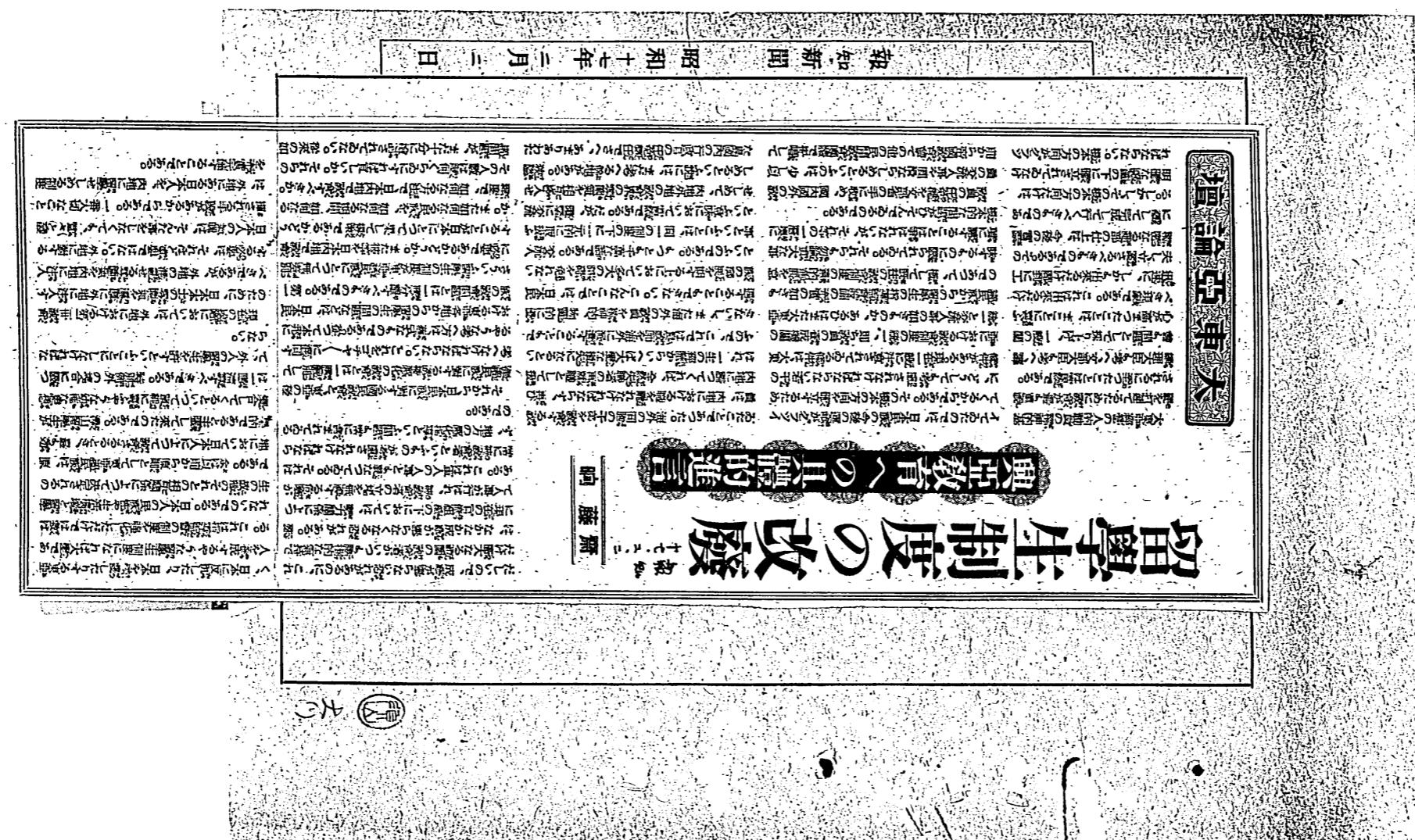
五、大東亜省及關係官廳ニ於テハ留日學生指導ニ關シテ必要ナル機構ヲ整備スルモノトス

六、輔導機關ハ各國又ハ地域別ニ原則トシテ大々一元的統制アルモノタラシム既存ノモノニ付テハ所要ノ調整ヲ爲スモノトス

備考

軍關係其他特別ノ事由ニ因ル留日學生ノ指導ニ關シテハ別途措

置ス



I-0022

0096

電信寫

1120.3

番 組
五 五 二 七
號 平
昭和廿一年三月廿九日一一時一五分
管 球
理 局 長

神戸經濟大學長

丸 谷 喜 市

管 球

理 局 長

(留学生養成交付金交付ノ件)
本年度留學生養成交付金ハ豫算節減ノ關係上五一七圓ヲ交付決定
移管手續中ニ付御了知相成度

電信寫

1120.3

番 組
五 四 四 三
號 平
昭和廿一年三月廿七日一三時三七分
管 球
理 局 長

廣島文理科大學長

(留学生養成交付金交付ノ件)

管 球

本年度留學生養成交付金ハ豫算節減ノ關係上二三・八四一圓ヲ交
付決定シ移管方手續中ニ付御了知相成度

I-0022

0097

I-0022

0098

